

第3次

奥州市地域福祉活動計画

【令和3年度～令和7年度】



— 目 次 —

第1章 総論

- ◇地域福祉活動計画とは 1頁
- ◇第3次地域福祉活動計画のねらいと概要
- ◇地域福祉活動計画策定の意義及び期間と進行管理

第2章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

- ◇地域福祉活動計画の基本理念・基本方針・推進目標 3頁
- ◇地域福祉活動計画の重要なポイント
- ◇地域福祉活動計画の体系

第3章 推進目標による実施計画

1 誰もが安全・安心に暮せる地域づくり 9頁

- (1) 身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう
- (2) 日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう
- (3) 地域住民とつながりをつくり暮らしていこう
- (4) 災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう
- (5) 個人情報やプライバシーを正しく理解しよう

2 地域福祉を支えるしくみづくり 16頁

- (1) 地域の担い手や人材を育成しよう
- (2) 誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう
- (3) 福祉の意識を高める情報を発信しよう
- (4) 子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう
- (5) 地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう
- (6) 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう

3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり 26頁

- (1) 福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう
- (2) 市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう
- (3) 個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう
- (4) 近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう
- (5) 高齢者や障がい者の権利を守る取組みを進めよう
- (6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

第4章 資料編

1	用語の解説	38 頁
2	第3次奥州市地域福祉活動計画策定経過	43 頁
3	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る 住民説明会開催状況表	44 頁
4	第3次奥州市地域福祉活動計画策定作業部会開催状況表	45 頁
5	第3次奥州市地域福祉活動計画策定要綱	46 頁
6	第3次奥州市地域福祉活動計画策定方針	48 頁
7	奥州福祉推進市民会議設置要綱	50 頁
8	第3次奥州市地域福祉活動計画策定委員名簿	51 頁
9	奥州福祉推進市民会議委員名簿	52 頁
10	第3次奥州市地域福祉活動計画策定作業部会グループ名簿	53 頁

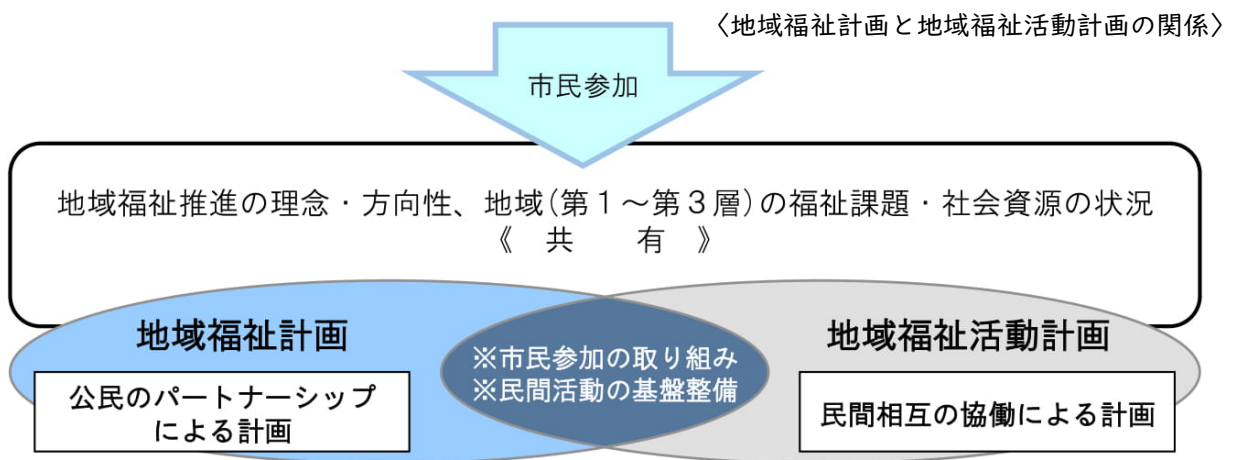
第 一 章

総 論

◇ 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、地域の中に潜在化している様々なニーズを取りあげ、地域の自主的な福祉活動を支援するとともに、将来にわたって総合的な事業展開を図る際の方向性や具体的行動目標を示すものです。そして、この計画は、「公助(行政などが行う公的サービス)」「共助(介護保険制度など制度化された相互扶助)」「自助(自分自身や家族で解決すること)」「互助(地域の中のたすけあいでの解決すること)」を柱として実施し、行政機関、市民、民間組織が協働して、各々の特性を生かして事業推進を行うための基本となる行動計画で、社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

一方、行政機関においては、同じ目的を持つ「地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進が社会福祉の理念という社会福祉法の規定に基づき、地域福祉推進の役割を位置付けることになっており、双方の計画は互いに補完補強しあうものとして策定されます。



◇ 第3次地域福祉活動計画のねらいと概要

わが国の社会情勢は、少子高齢化や核家族化の急速な展開、地域におけるつながりの希薄化、個人情報への配慮など、住民の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化する中、福祉課題はますます複雑化、多様化の一途をたどっています。

また、新たな感染症の発生により、社会経済へ与える影響が大きく、個人や世帯が抱える課題は、より一層深刻化しています。

このような状況の中、国では社会福祉法を改正し、地域の住民が主体となり、福祉や生活に対する課題を自ら解決するため、お互いに支え合う住民同士のつながり、地域でのたすけあいのしくみや既存の建物、事業助成金、などの社会資源を活用するとともに、地域の風土や特徴をいかしながら、誰もが役割と生きがいを持ち住み慣れた地域で暮らし続ける「地域共生社会の実現」に向けて、全国的な取り組みが進められており、地域における福祉活動の重要性がより高まっています。

奥州市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)では、「地域の福祉力」を向上させることを目的として、地域福祉活動推進の主体となる市民が自発的に福祉活動を促進し、お互いを思いやり“だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」づくり”を推進するために、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画として平成21年度に「第1次奥州市地域福祉活動計画」、平成27年度には「第2次奥州市地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づき福祉活動を展開するとともに、その達成状況や評価を行いながら、地域住民と協働しながら福祉の推進をしてきました。

第3次奥州市地域福祉活動計画は、「地域共生社会の実現」に向けた推進を基本とし、近年における市民が抱える課題やニーズに対する推進目標を掲げ、5年後や10年後を見据え、「地域の福祉力」がより一層醸成されるよう具体的に明示しています。

また、地域福祉事業の推進や民間福祉活動の調整の役割を担う市社協が策定した奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画（以下「発展・強化経営計画」という。）と連携し、実効性をより強固にした行動計画になります。

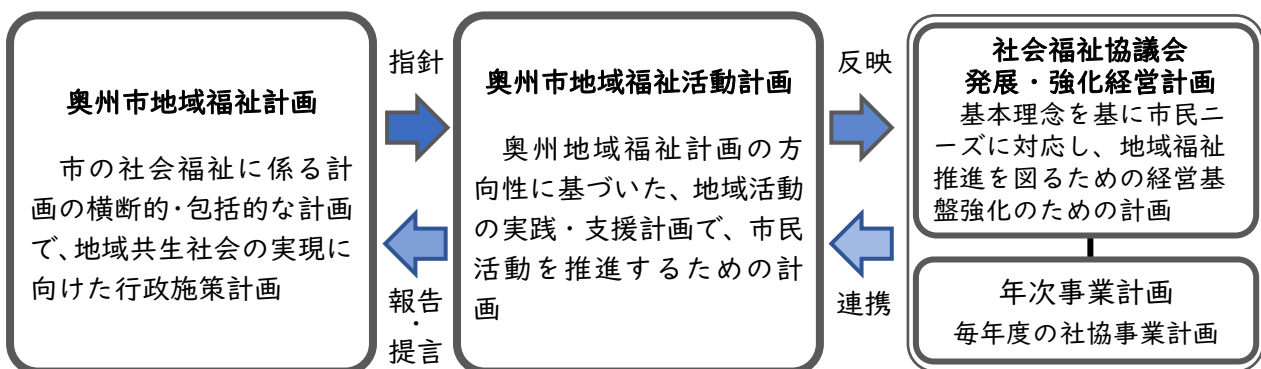
◇ 地域福祉活動計画策定の意義及び期間と進行管理

1 地域福祉活動計画の意義

この計画は、市民の立場から進める地域福祉活動の計画を策定するものであり、併せてその推進役である市社協の関連事業も盛り込むことで、一体となった活動を進めていこうとするものです。

市民と市社協が、ともに考え、ともに歩むために次のようなことが考えられます。

- (1) 計画づくりを通して、市民と地域福祉活動関係者が福祉課題について共通認識を持ちながら、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることにより、役割分担や協力して行う活動が明確化されます
- (2) 住民懇談会などへの参加を通して、市民や地域福祉活動関係者が市社協についての理解が深まり、相互協力がしやすくなることで、組織の活動基盤の強化を図ることができます
- (3) 中長期計画を策定することで、地域福祉活動が体系的・継続的に推進され、市民参加や関係機関団体などの連携が円滑になります
- (4) 民間地域福祉活動をつまびらかにすることで、行政との連携、連動性の確保につながり、市民参画が容易になります
- (5) 基本理念の達成において一定の活動方針に沿った事業などを計画的に展開することで、地域福祉関係者との協働が進めやすくなります
- (6) 市民主体による多様な地域福祉活動の展開は、多面的な福祉サービスを生み出し、その提供を可能とすることから、福祉力の向上が図られます
- (7) 地域福祉の推進を担う市社協が策定した発展・強化経営計画と連携することで、財政基盤や組織の見直しを図り、将来にわたる地域福祉の推進が強化されます



2 地域福祉活動計画の期間と進行管理

この計画は令和7年度を到達目標に設定し、令和3年度から5年間を計画期間とします。

計画期間である5年を、第1期3年、第2期2年に区分し、期毎に進捗や達成状況などの点検（モニタリング）、評価を行いながら最終年度には総評価と第4次計画の策定を行います。

計画の執行に係る協議や期毎の評価については、奥州福祉推進市民会議において、進行管理を行います。

第 2 章

地域福祉活動計画の基本的な考え方

◇ 地域福祉活動計画の基本理念・基本方針・推進目標

1 基本理念

～だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」づくりへ～

だれもが「この地域に住み続けたい」願いをかなえるため、市民一人ひとりのふれあい、ささえあい、かたりあいの輪をひろげ、次の4項目をめざしながら、みんなの心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち」づくりをすすめることを基本理念とします。

- (1) 市民の福祉に対する願いに応え、「みんなと交わる」ことを大切にしながら、親しみに満ちた福祉活動をめざします
- (2) 市民の福祉に対する関心を高め、「みんなとともに楽しむ」ことを大切にしながら、市民参加による福祉活動をめざします
- (3) 市民の福祉に対する理解を深め、「みんなのために役立つ」ことを大切にしながら、よりよい自立に向けた活動をめざします
- (4) 市民の福祉にかかわる活動をしている人たちと手を結び、「みんなのための福祉」のあるべき姿を考え、市民の信頼に応える福祉活動をめざします

2 地域福祉活動計画の基本方針

制度や行政サービスなどの充実が求められる一方、地域福祉活動の充実には、市民が主体となり地域での支えあいを進め、市民自らが参画し協働する福祉活動の展開が不可欠です。このため、市民の抱える福祉課題を的確に捉え、「お互いの身近な問題は地域の問題」として、市民相互で解決し、支え合える関係づくりを進めていくことが必要です。

この計画では、次の基本方針を基軸としながら、ともに支え生きていく地域社会の構築に向け、市民の創意工夫による活動をともに進めながら、福祉の風土を根付かせるとともに理解を深め、活力ある地域づくりをめざします。

- (1) 地域の隅々に渡る地域福祉活動をめざした住民主体による地域づくりの具現化を図ります
- (2) 実施している事業及び活動の共有と整理による事業の再編及び活性化を進めます
- (3) 地域福祉課題への総合相談から解決までの体制整備と明確化に取り組みます

3 推進目標

基本理念を踏まえて、次の3つの目標を設定し、項目のテーマ、項目の具体的な行動計画を策定しました。

- (1) 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり
 - *身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう
 - *日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう
 - *地域住民とつながりをつくり暮らしていこう
 - *災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう
 - *個人情報やプライバシーを正しく理解しよう
- (2) 地域福祉を支えるしくみづくり
 - *地域の担い手や人材を育成しよう
 - *誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう
 - *福祉の意識を高める情報を発信しよう
 - *子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう

- *地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう
- *地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう
- (3) 市民の暮らしや活動を支える体制づくり
 - *福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう
 - *市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう
 - *個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう
 - *近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう
 - *高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう
 - *市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

◇ 地域福祉活動計画の重要なポイント

1 地域共生社会の実現に向けた取組み

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、私たちが暮らしていくうえでの課題は、様々な分野が絡み合って複雑化し、個人や世帯においては複数の分野にまたがった複合化した課題を抱えています。

また、少子高齢化や人口減少により、多くの地域では担い手の減少を招き地域の活力や存続までも脅かす課題となっています。

これらの社会情勢の変化を背景として、地域や世帯などの生活の様々な場において、支えあいの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような社会や暮らしの変化を踏まえ、誰もが生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の住民一人ひとりが支えあい、地域を共につくっていくことのできる地域社会の体制整備が進められています。

課題に対して、関係する制度や分野が連携して解決に向けた体制や住民同士を支える人と支えられる人と区別するのではなく、お互いに役割を担い支えあう体制づくり、地域課題を自分自身のことと受け止めて活動に参画し地域をつくる「地域共生社会」の実現に向けた取組みが全国的に推進されており、第3次計画の基礎として位置づけ、市民との協働による行動計画を作成し推進していきます。

2 地域福祉推進のための基本単位

地域福祉活動を推進するための基本単位として日常的な生活圏域（小学校区・中学校区・自治会や町内会など）があり、市民の主体的な福祉活動や市民参加の取り組みを進めるうえで基盤となる圏域です。

これからの地域福祉を推進するにあたり、基本単位を見直し、全市で取り組む圏域を第1層、市民の生活や活動の参加を基礎とする圏域を第2層、日頃から自分たちの暮らしを身近な小地域活動の実践の基本とする圏域を第3層と位置づけ、日常の支えあいや見守り活動に取り組むことを基本とし第3次計画に位置付けています。

(1) 第1層（市全域の単位）

市全域の事業や活動を中心として展開する単位で、地域福祉計画や地域福祉活動計画を基礎とした取組みを推進します。

(2) 第2層（5地域・30地区）

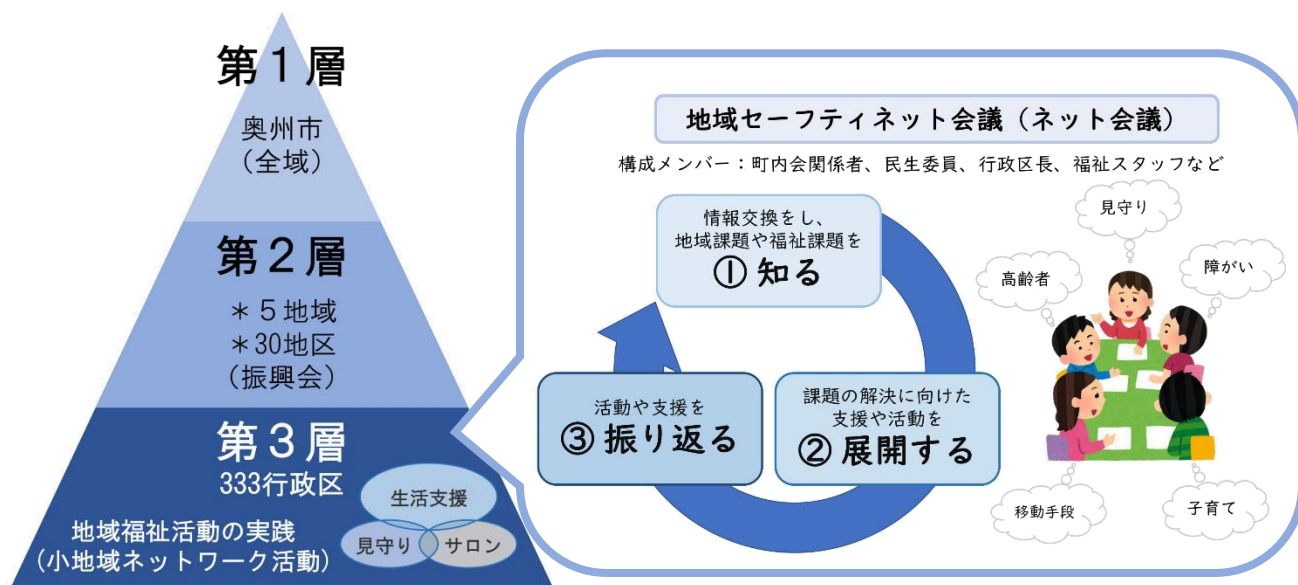
地域（旧5市町村）または30地区（振興会）を基本に、地域や地区内の住民による特性や強みを活かした福祉活動を展開する単位です。

(3) 第3層（333行政区）

日常生活において、身近な小地域による地域福祉活動を実践する単位です。

行政区内での福祉課題やニーズ、解決に向けた方法などについて話し合う場を設け、情報の共有や見守りや支えあいの活動を実践する単位です。

この話し合いの場として、地域セーフティネット会議（以下「ネット会議」という。）を推進し、住民主体による活動を市社協の福祉活動専門員（CSW）が、側面からの支援を行っています。



3 地域づくりのための協働

複雑・多様化する生活課題を解決し、これからも住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域コミュニティの一層の充実を図るとともに、市民自らが地域の課題を認識し、解決に取り組んでいくことが重要です。

このため、地域における助けあいや支えあい福祉活動への参加などの市民の自主活動を推進することはもちろん、公的機関の協力、地域福祉を推進する団体の活動や支援など「公助(行政などが行う公的サービス)」「共助(介護保険制度など制度化された相互扶助)」「自助(自分自身や家族で解決すること)」、そして「互助(地域の中のみで解決すること)」の役割分担を明確にして、協働することを計画実践の根本としています。

この計画には、市民が主体性を持って参加し、生活課題の発見と解決のしやすい体制づくり、様々なニーズに対応する新たなしくみづくりの構築、幅広い分野や立場の人に参画していただく工夫などが、その手法として盛り込まれています。

また、地域内の福祉に対する機運を高める福祉教育の推進を促し、福祉基盤を充実させることにより、福祉活動の向上や協働による地域づくり、まちづくりにつながっていきます。

4 社会福祉法人による地域支援と法人間の連携

平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の公益性や非営利性を踏まえて、

本来持つ役割を明確化するため、地域における公益的な取組みの実施が規定されました。

このことにより、社会福祉法人が所在する地域や圏域を対象に、日常生活や社会生活上の支援を必要とする方々に対する福祉サービスや社会福祉事業を提供していくことが求められています。

社会福祉法人として、福祉サービスや社会福祉事業など地域に対する社会貢献のあり方について模索している一方、社会福祉法人が抱える人材の確保や育成などの課題があります。

これらの課題について、社会福祉法人による情報共有の場や同じような課題を解決に向けるとともに、それぞれの強みを生かした地域貢献活動のあり方を協議する場として、社会福祉法人間による連携が必要とされており、市社協がその調整役を担い、市民の課題やニーズに対する福祉サービスや社会福祉事業の提供、災害時における連携体制の構築などを進めていきます。

5 地域や個人の福祉課題の把握と支援

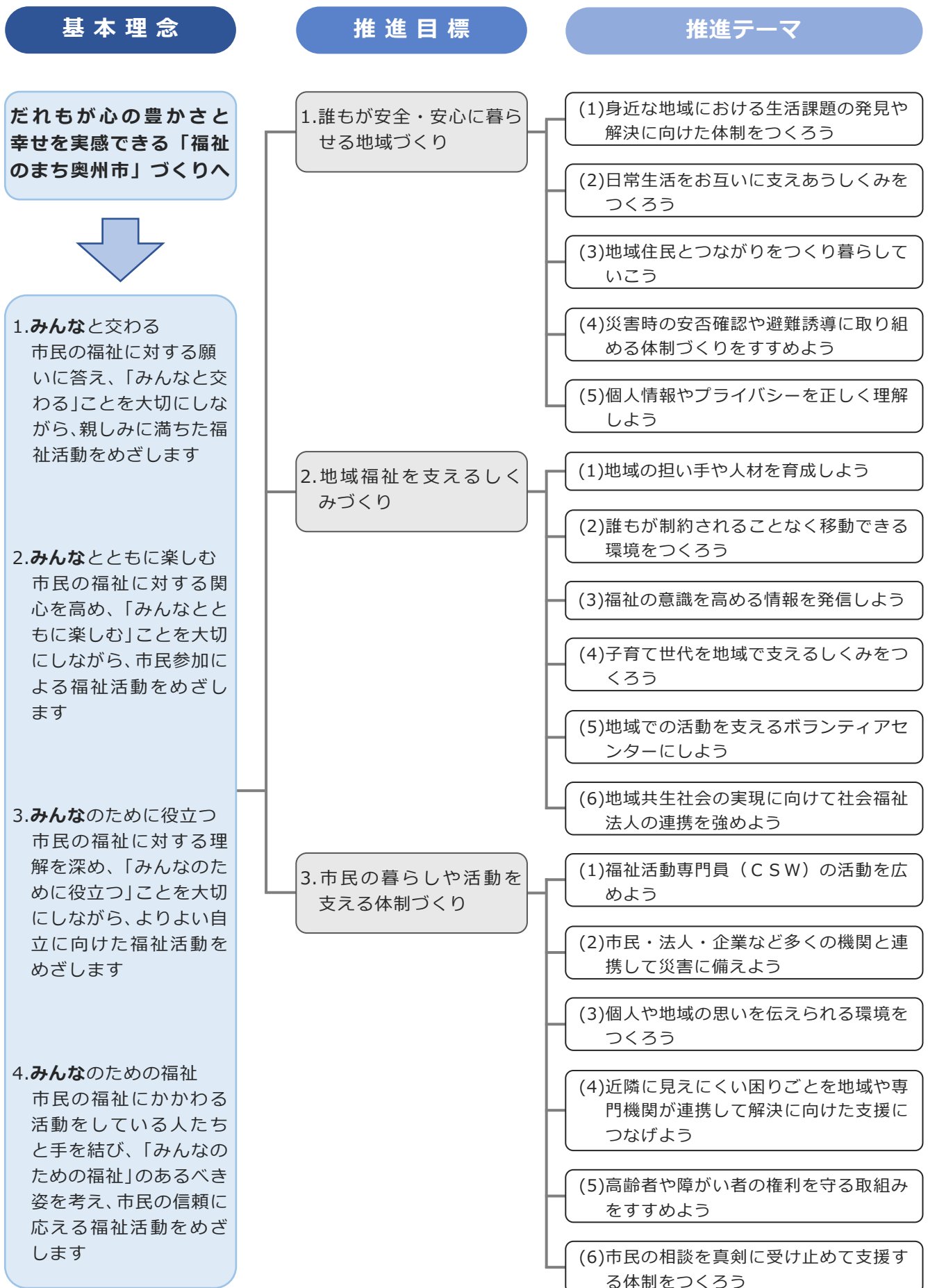
市社協では、福祉活動専門員（CSW）を配置し、専門職の育成と小地域ネットワーク構築の支援や福祉課題の把握、解決に向けた支援を行い、福祉課題の解決や住民による生活支援のしくみづくりや担い手の養成を進め、安心した生活が継続できる地域づくりに取り組んできました。

その成果の一つとして、第3層に位置付く333行政区でのネット会議の設置数は220行政区を超え、多くの行政区で地域住民による話し合いの場が構築され、見守りや支援の対象者の把握や情報共有、サロン活動による集いの場の運営への支援体制が再構築されることとなりました。

第3次計画では、福祉活動専門員（CSW）の役割や活動が市民に広く認識されるよう取組みを進めるとともに、地域住民が主体となる福祉活動を、より多くの市民に周知していきます。

また、福祉活動専門員（CSW）が集いの場へ出向き、課題協議や情報共有など行う場合、可視化を取り入れながら地域住民の福祉の機運を高める取組みを進めます。

◇ 地域福祉活動計画の体系



◇ 第3次奥州市地域福祉活動計画と第3期奥州市地域福祉計画との連動

第3次奥州市地域福祉活動計画

推進目標・推進テーマ

1. 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

- (1) 身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう
- (2) 日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう
- (3) 地域住民とつながりをつくり暮らしていこう
- (4) 災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう
- (5) 個人情報やプライバシーを正しく理解しよう

2. 地域福祉を支えるしくみづくり

- (1) 地域の担い手や人材を育成しよう
- (2) 誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう
- (3) 福祉の意識を高める情報を発信しよう
- (4) 子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう
- (5) 地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう
- (6) 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう

3. 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

- (1) 福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう
- (2) 市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう
- (3) 個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう
- (4) 近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう
- (5) 高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう
- (6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

第3期奥州市地域福祉計画

基本方針・施策の基本方

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

- 1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進
 - (1) 地域の見守り体制の充実・強化
 - (2) 日常生活を支えあう仕組みづくり
 - (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
 - (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信
- 2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進
 - (1) 地域福祉活動の拠点づくり
 - (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
 - (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

- 1 交通弱者の支援の仕組みづくり
 - (1) 交通弱者の支援の仕組みづくり
- 2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進
 - (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
 - (2) 社会福祉法人の地域での活動を促進させる体制整備
 - (3) 地域における社会福祉活動の推進
- 3 地域福祉を支える人材の育成
 - (1) 「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進
 - (2) 地域を担う人材の育成
 - (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

- 1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり
 - (1) 権利擁護事業の周知と利用支援
- 2 丸ごと受け止める支援の体制づくり
 - (1) 制度の垣根を超えた包括的な支援体制
 - (2) 課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制
 - (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制
- 3 必要なサービスにつなげる体制づくり
 - (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
 - (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
 - (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

第 3 章

推進目標による実施計画

Ⅰ 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう

◇現状と課題

地域では様々な状況にある方が共に暮らしていますが、社会情勢の変化により生活様式や働き方も多種多様となり、共有される時間や機会が減少したことで、近隣住民同士の関わりの希薄化が進んでいると思われます。

これにより、地域での見守りや支援が必要な方に関する情報の把握は困難となり、課題は複雑化、深刻化していき、把握できたとしても、課題解決のための関係機関につなげられないケースは少なくありません。

このような中、近隣住民や福祉関係者が連携や協働しながら、複雑化する困りごとの解決に向けた体制構築の重要性が高まっており、市社協では困りごとを抱えた方々の早期発見や課題解決などに取り組む場として、地域セーフティネット会議の普及を進め、市内 220 を超える行政区で取り組まれています。



しかし、地域セーフティネット会議が設置されていない地域では、課題解決に向けた話し合いをする場がない、開催されている地域であっても、実際に支援を行う際には民生児童委員や行政区長など地域で既に役割を担っている方に偏ってしまうことがあり、近隣住民同士の関わりの希薄化にもつながります。

また、災害発生時においても日々のつながりを活かすことができる顔の見える関係づくりを進めることが求められています。

◇具体的な取組み

地域セーフティネット会議が、困りごとを抱える方の早期発見や解決に向けての相談の場、解決するための新たなしくみづくりの場となるよう普及や充実を図ります。

社会情勢の変化や多様化する困りごととその解決方法について理解を深めるため、市民や福祉関係者などを対象とした研修や講座を開催します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市内全行政区での地域セーフティネット会議の立ち上げの推進	地域セーフティネット会議の立ち上げの評価と課題の整理	複数行政区による地域セーフティネット会議の立ち上げに向けた支援		市内全域での地域セーフティネット会議の開催
地域セーフティネット会議に対する研修や講座の案内、情報提供など充実への支援				

◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業
- ・地域で暮らし続けるためのおかげさまを学ぶ講座
- ・ご近所福祉スタッフ研修会

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域セーフティネット会議の立ち上げや継続した開催に取り組みます。
- ・困りごとの発見や解決に向けた取組みを学ぶ研修会や講座などに参加します。
- ・多世代で取り組む地域行事や活動を関係団体と一緒に検討し実施します。

○行政の取組み

- ・必要な情報を提供し、地域での取組みが活性化するよう支援します。

○社会福祉協議会の取組み

- ・地域セーフティネット会議の開催を支援します。
- ・地域における困りごととその解決方法について、市民や福祉関係者などを対象とした研修会や講座を企画し実施します。

◇活用できる財源

- ・共同募金配分金
- ・市受託金

(2) 日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう

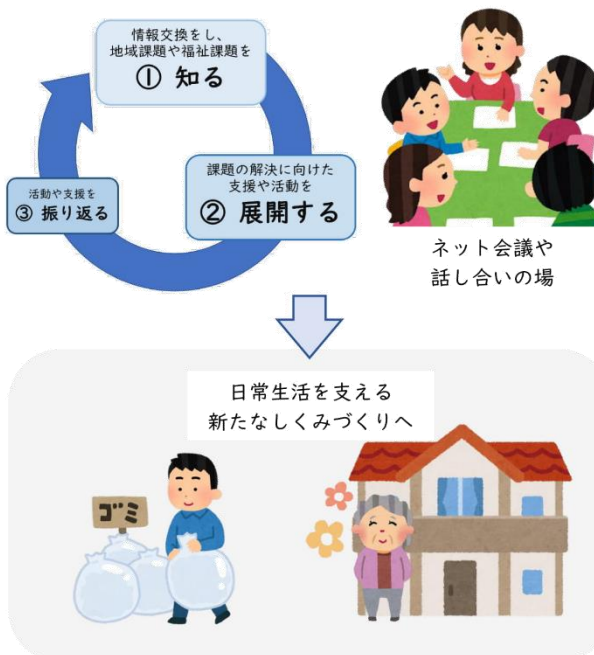
◇現状と課題

地域内には、高齢や障害、けがや病気などにより、通院による外出や付き添い、冬期間の除雪、日々のゴミ出しなどの生活するうえで困難と感じる「ちょっとした困りごと」があり、手助けを必要としている方がいます。家族や親族による支援が難しかったり、近くに頼れる人がいなかったりするため、近しく親しい関係のみでは困りごとの解決が難しい場合もあります。

市社協では、このような課題に対して、「ちょっとした困りごと」を住民相互のたすけあい解決するしくみとして、住民参加型在宅福祉サービスを進めています。

しかし、既存のサービスやしくみだけでは社会情勢の変化から支援をする担い手や協力者の不足、支援する側と支援を受ける側のマッチングの難しさなど、課題がでてきました。

このような課題を解決し住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域でのたすけあいの意識を醸成していく必要があります。既存のサービスやしくみを見直し、新たな支えあい活動の構築、活動の周知と普及を進めることが求められています。



◇具体的な取組み

「ちょっとした困りごと」を、地域セーフティネット会議を活用し、課題の共有と解決の方策を話し合い、既存のサービス見直しや新たな支えあい活動の構築に取り組みます。

身近な地域で発行する会報誌やお知らせの機会を活用し、活動の紹介や支援者を募る機会をつくります。

高齢者や障がい者に特定せずに、地域で暮らすすべての人の困りごとを地域全体の困りごととして考え解決に向け取り組む意識の醸成を進めるため、市民を対象とした研修会や講座を企画・実施します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
既存サービスの改善と新たな活動の構築	→			
生活課題解決に向けた新たな支えあいづくりの構築	→			
市民を対象とした研修会や講座の企画・実施	→			

◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業 ・ささえあいの会 ・外出支援サービス事業
- ・福祉車両貸出事業「あばいん」 ・地域で暮らし続けるためのおかげさまを学ぶ講座

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域課題を共有し住民相互の新たな支えあい活動について地域セーフティネット会議を活用して話し合い、地域の福祉力の向上をめざします。
- ・地域のリーダー育成と活動が継続できる自治会組織としくみを検討します。

○行政の取組み

- ・住民主体による多様なサービスが提供できるよう、関係機関や住民組織などと横断的な体制づくりを進めます。

○社会福祉協議会の取組み

- ・住民主体によるサービスの事例集や手引きの作成など、地域に密着した情報提供を進めます。
- ・日常生活を支援するための地域のたすけあい活動を支援します。

◇活用できる財源

- ・国庫助成金 ・市介護保険総合事業助成金 ・市委託金 ・共同募金配分金
- ・利用料

(3) 地域住民とのつながりをつくり暮らししていこう

◇現状と課題

これまで、地域においては、既に公的サービスを利用している方は「サービスにつながっているから安心」「見守りは不要」と捉えられてきました。そのことから、近隣住

民との関係が希薄になり、地域で孤立してしまう傾向が強まっています。

また、利用者本人はサービスを利用しながら在宅での生活を続けていきたいと望むことが多くありますが、利用者の日常生活の支援については、家族や親族の負担が大きくなり、近親者だけではその負担を抱えきれない状況になることもあります。

地域の中で、その人らしい生き方、生活を支えていくためには、公的福祉サービスだけではなく、サービス利用者の家族支援も含め、地域とのつながりによる地域内でのたすけあいも必要となります。

◇具体的な取組み

支援を必要とする方が、いきいきサロンや地域のたすけあい活動に参加し、地域とつながりが途切れないよう交流の機会づくりを進めます。

公的福祉サービスと地域におけるたすけあい活動について、連携のあり方を検討します。

また、関係機関や団体と情報交換を行い、互いのサービスや活動を学び合う機会をつくり、地域に根差したより良い支援を展開するための連携体制の構築を進めます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サロンや地域のたすけあい活動の周知・啓発	支援の受け手と地域との交流の機会づくり	→		
公的サービスと地域のたすけあい活動との連携のあり方を検討	情報交換会や研修会などの実施	→	情報交換会や研修会などの見直し・改善	→

◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業
- ・ささえあいの会
- ・在宅福祉サービス

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域においてたすけあい活動や生活支援に取り組めます。
- ・公的福祉サービスとの連携のあり方を学ぶため、情報交換会や研修会へ参加します。

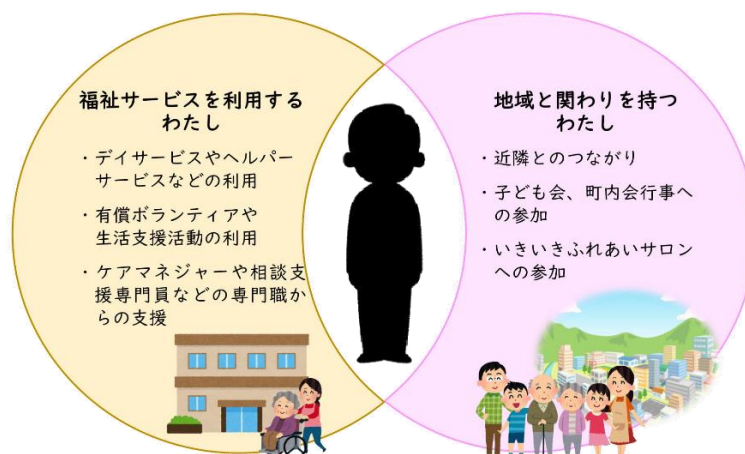
○行政の取組み

- ・公的サービスと地域のたすけあい活動との連携のあり方について検討します。
- ・公的サービスと地域のたすけあい活動との連携を図るため、研修会や情報交換会など互いのサービス活動について学び合う機会の創出に協力します。

○社会福祉協議会の取組み

- ・公的サービスと地域のたすけあい活動との連携のあり方について検討します。
- ・公的サービスと地域のたすけあい活動との連携を図るため、行政との協働により情報交換会や研修会などの企画や実施に取り組めます。

つながりを切らずに地域で生活を営む



◇活用できる財源

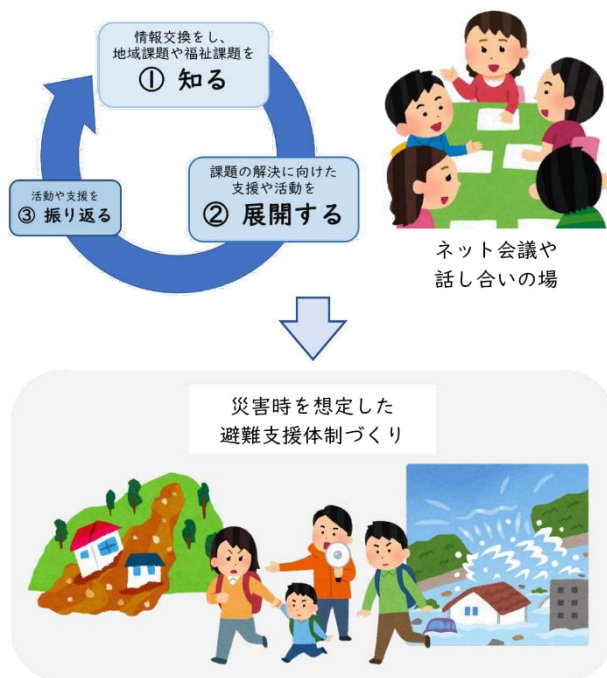
- ・介護予防日常生活支援総合事業
- ・介護保険事業収入
- ・市受託金
- ・自主財源

(4) 災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう

◇現状と課題

近年の度重なる自然災害により、水害や土砂災害が起こる可能性の高い地域を中心に、市民の防災に対する意識が強くなっています。奥州市においても、災害が発生した際の安否確認や避難誘導は最優先課題として挙げられています。

しかし、地域によってその意識や避難誘導訓練の実施、災害時への備えに対する取組みには差異があります。



これまで市内 220 を超える行政区で地域セーフティネット会議が開催され、要支援者に関する情報共有や見守り体制の確認などが行われています。

市社協では、地域の関係者と協力しながらにここネット台帳や避難行動要支援者台帳への登録、緊急連絡カードの作成や配付など、要支援者に対する平常時の見守り、災害時の避難支援について取組みを進めてきました。

一方、実際の災害時に機能する体制構築までには至っておらず、民生児童委員や行政区長、地域の福祉関係者、自主防災組織などとのさらなる連携の強化が必要です。


◇具体的な取組み

平常時における避難行動要支援者台帳の整備を進め、災害発生時にも機能する体制を構築します。

地域セーフティネット会議と自主防災組織関係者が連携するよう働きかけます。

自主防災組織と連携し災害を想定した安否確認や避難誘導訓練の普及をめざします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
避難行動要支援者台帳の整備	→			
地域セーフティネット会議と自主防災組織の連携の推進	→			

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域セーフティネット会議と自主防災組織の連携による安否確認や避難誘導訓練の推進				

◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域セーフティネット会議に自主防災組織関係者を含め、避難行動要支援者台帳の整備を進めます。
- ・自主防災組織と連携した災害を想定した安否確認や避難誘導訓練を実施します。

○行政の取組み

- ・奥州市避難行動要支援者避難支援計画に沿って、防災情報の伝達手段、伝達体制や避難誘導の支援体制を構築します。
- ・災害時に機能する体制構築のため、地域において自主防災組織と協働しながら取組みを進められるよう地域に働きかけます。

○社会福祉協議会の取組み

- ・地域セーフティネット会議へ参画し、他の地域の取組みや自主防災組織との連携について情報を提供します。
- ・福祉と防災の一体的な推進を目指し行政に働きかけます。

◇活用できる財源

- ・市受託金
- ・共同募金配分金

(5) 個人情報やプライバシーを正しく理解しよう

◇現状と課題

個人の困りごとを地域で解決していくためには、その地域の住民が自分の困りごととして理解し、たすけあいの意識を醸成することが重要となります。

近年は、複合的な課題を抱える世帯の増加や地域のつながりの希薄化が進み、支援を必要とする世帯の把握がより困難となっています。

そのような中で、地域セーフティネット会議が各地域で組織され、避難行動要支援者や平常時の見守りが必要な世帯の情報を地域の関係者で共有し、必要とする支援に取り組んでいます。


しかし、地域での取組みでは支援をする担い手、支援を受ける受け手の双方の個人情報の保護やプライバシーへの配慮が課題となっています。

個人情報保護法では、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利権益を保護すること」と定められており、保護するだけでなく個人情報の有用性と個人の権利利益

とのバランスを見極めることが重要となります。地域で支援を必要とする世帯の発見や支援へつなげていくために、個人情報に関して適切な収集や管理、共有を行うしくみが必要とされています。

◇具体的な取組み

地域の中で見守りや支援が必要な世帯を把握し、必要な支援へつなげていくために地域の関係者間で必要な情報の収集や管理、共有するための手引きを策定します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域支援や見守り活動に必要な情報を共有する手引き作成の検討と作成				

◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業
- ・地域支援に関する個人情報の手引き（新）

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域セーフティネット会議を通して地域の避難行動要支援者の把握や日常の見守りが必要な世帯の状況を把握し、必要な支援へつなげます。

○行政の取組み

- ・災害時に地域住民が必要とする避難行動要支援者情報を提供します。

○社会福祉協議会の取組み

- ・地域内での支援や見守り活動を通して課題を把握し、情報を共有するための手引きの作成に向けた検討と情報共有のしくみづくりを進めます。
- ・必要な情報が受け取り難い方に対して、地域の情報誌や回覧板などを活用した情報発信に取り組みます。

◇活用できる財源

- ・共同募金配分金
- ・会費
- ・市受託金

2 地域福祉を支えるしくみづくり

(1) 地域の担い手や人材を育成しよう

◇現状と課題

地域福祉活動を展開していくためには、日頃から近隣住民同士のより良い関係を築いていくことが大切です。福祉懇談会による市民からの意見では、住民交流を充実させることこそが地域づくりにつながるとの期待が寄せられており、特に、これからは担う子どもや若者が主体となりながら地域社会で活躍していく場をつくることは、未来に活力と希望を与えます。

しかし、働き方が多様化したことや社会の変化の中で近所付き合いの希薄化が進み、若い世代を中心に地域行事や活動などへ参加しない世帯が増加しています。具体的には、世代間による意識の差や生活様式の違いがあり、他の世代と共有できるものが少なく地域の集会には行きづらい、行っても居場所がない、参加してもメリットがないなどと感じてしまうことも大きな要因のひとつと考えられます。また進学や就労で一度地元を離れ、都市部からUターンあるいはIターンした人が地域に馴染むための機会もあまり多くはない状況です。




また、若者の地域参画が減ることや人材育成やリーダーの交代が進まなくなり、高齢になっても同じ人が何期も役職を担うことになるなど、その負担感からますます役職に就く住民が減少しています。このような状況は、日頃のたすけあいや支えあい活動に影響するだけでなく、発災時のような緊急的対応が必要な場面でも十分な支援体制が構築できなくなる恐れがあり、早期に解決していく必要があります。

◇具体的な取組み

これからは担う子どもや若者が地域で活躍できる場づくりと地域に定着できる環境を整えていきます。

子どもや若者が主体となって企画する事業の実施など、一人ひとりの地域活動の出番を創出します。また取組みを通して住民それぞれの考えを尊重できるような地域社会環境の醸成を目指し、協働のプラットフォームの立ち上げを支援するなど誰もが居心地のよい地域づくりを推進します。

若者が企画する地域課題の解決や地域の元気創出活動、研究などに対して、地域団体やボランティア、NPO、企業、大学、社会福祉法人、市社協などが協働し、資金や技術、人材など、その取組みを支援します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新事業(若者チャレンジ応援事業)の素案づくりと関係団体などの合意形成	新事業の実施と協働のプラットフォームによる支援	取組みの評価と取組みの継続		5年間の事業評価、事業継続の検討
協働のプラットフォームの立ち上げ		取組みの評価と取組みの評価		5年間の事業評価、事業継続の検討

◇該当事業名

- ・ 奥州市若者チャレンジ応援事業（新）

◇取組みの方向性

- 市民・地域の取組み
 - ・ 子どもや若者が企画する事業や活動に幅広い世代へ参加を呼びかけるなどつながりづくりに取り組みます。
- 行政の取組み
 - ・ 空きスペースや社会福祉施設を活用した活動や交流の拠点づくりを支援します。
 - ・ 事業に対して助成を行い、活動の活性化が図られるよう支援します。
- 社会福祉協議会の取組み
 - ・ ボランティアセンターによる若者グループの活動や立ち上げの支援、若者チャレンジを応援するため地域団体、ボランティア、NPO、企業、大学、社会福祉法人、市社協などによる協働のプラットフォームづくりを進めます。

◇活用できる財源

- ・ 国庫補助金 ・ 市補助金 ・ 共同募金配分金

(2) 誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう

◇現状と課題

人口減少、高齢化、商店の大型化による商店の撤退など、交通や流通機能の弱体化が進んでおり、食料品や日用品を買えない高齢者や障がい者などの住民を中心に買い物困難者の問題が深刻になっています。


また、バス路線の廃止により医療施設への通院も困難な地域がある中、今までのたすけあいによる友人や近隣による自家用車の相乗りが、高齢による運転技術の低下や交通事故に対する不安のため困難になっています。

このように、日常生活を送る中で、外出するための移動手段が確保できない移動制約者に対する支援が必要となっており、過疎化の進んだ農村や中山間地域の住民に限られた問題として捉えられていましたが、近年は市の中心部の商店街の衰退により市街地でも顕在化した問題となっています。

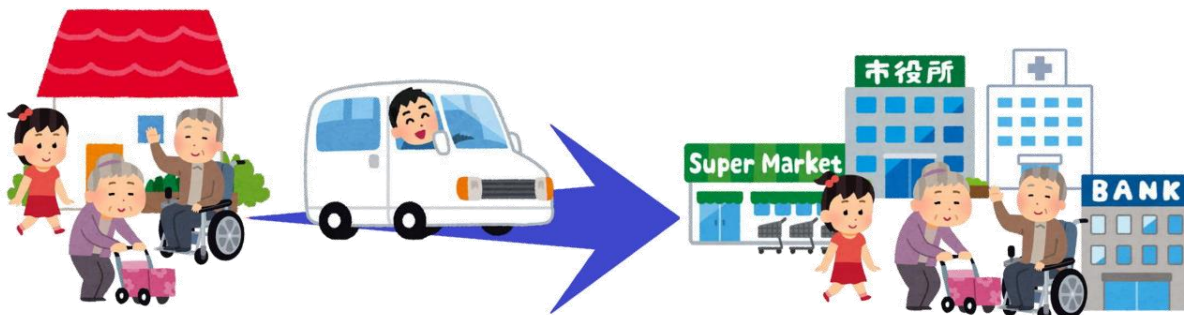
◇具体的な取組み

地域の状況に応じた住民主体の移動支援サービス、または地域と企業、社会福祉法人などが連携し、福祉車両の貸出や介助者の同行も組み合わせた共同事業の実施など、移動制約者に対する支援のしくみを構築します。

また、インターネットを活用して自宅や外出先でも移動手段の手続きができるような移動制約者への支援にも取り組みます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活課題に向けた新たな支えあいつくりの構築				

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域セーフティネット会議などを通じて情報を把握する	把握した情報を基に希望する地域と企業、社会福祉法人などをマッチングする	→		



◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業
- ・生活支援事業
- ・福祉車両貸出事業「あばいん」

◇取組みの方向性

- 市民・地域の取組み
 - ・地域内の移動制約者の状況や地域課題について把握し、住民主体で実施できる移動支援サービスや企業、社会福祉法人などとの連携のあり方を検討します。
- 行政の取組み
 - ・市内の企業や社会福祉法人へ移動支援や買い物支援の取組みへの協力を働きかけます。
- 社会福祉協議会の取組み
 - ・地域セーフティネット会議などを通じて情報を把握するとともに、社会福祉法人が実施している地域貢献事業や企業の取組み、地域内で既に行われている住民の取組みなどの社会資源を紹介し、取り組みたい地域と企業、社会福祉法人のマッチングを行います。

◇活用できる財源

- ・国庫補助金
- ・共同募金配分金
- ・介護予防日常生活支援総合事業

(3) 福祉の意識を高める情報を発信しよう

◇現状と課題

地域福祉活動を展開していくためには、地域福祉を支える市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、ともに支えあえる関係が地域の中で形成されて行くことが重要です。そのためには、市民が福祉的意識や体制の重要性に気づき、関心を持つための情報が必要です。

しかし、現状は情報を必要とする人に情報が届いていない、制度の内容がわからない、情報が多過ぎてわからないといった声も多くあり、情報が市民に等しく伝わって

いません。これは、伝える媒体によって情報量の差があること、あるいは情報自体は届いていても真意が十分に伝わっていないという、伝える側と受け取る側の解釈に隔たりがあることが理由として考えられます。

また、福祉とは「困ったときに世話になるものだ」というイメージを持っている住民も多く、福祉的活動は私たちの生活そのものに関わるものであることが十分に伝わっていません。こうした情報の不足は、福祉的意識が醸成されにくくなることにもつながります。そのため、福祉の情報を正しく住民に届けることが必要です。

◇具体的な取組み

情報の受け手となる人の視点に立ち、幅広い年代の人へ情報を正確にわかりやすく伝えるしくみの充実や強化を図ります。また、情報を得る機会が限られている方へ福祉サービスの内容や質などが十分に伝わるよう配慮し、福祉相談や情報に関し、利用しやすいものを目指します。

福祉懇談会や地域セーフティネット会議、または小地域単位で行われているサロンなどへ出向き、住民に向けて直接情報を伝える場を増やしていきます。また、職員による出前講座の充実を図ります。

福祉関係者向けの福祉情報ガイドブックを作成し、見守りや声掛けなどの活動を通じて地域の中で情報を得る機会が限られている方へ適切な情報が届くしくみを構築します。

様々な地域福祉活動やボランティア活動、学校の福祉体験、企業の社会貢献活動やSDGs達成のための取組みと連携し、情報や活動の可視化に努めます。

従来から実施している福祉のイベントや広報が、本当に伝わるものであるかを再検討し改善します。



令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報の可視化のための周知と取材	→			
出前講座の内容検討のため、地域や学校、企業へアンケートを実施	出前講座の実施	→		
福祉情報ガイドブックに掲載する内容の検討	出前講座の内容掲載した福祉情報ガイドブックの作成と配付	→		

◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・福祉に関心がある方、情報を必要としている方へ情報を届けます。
- ・ニーズ把握のためのアンケートへ協力をします。

○行政の取組み

- ・福祉情報の可視化のための周知と記事募集への協力をします。
- ・情報を得る機会が限られている方へ情報が十分に伝わるよう配慮を行います。

○社会福祉協議会の取組み

- ・市民のニーズ把握のためのアンケートを実施します。
- ・情報の可視化のための周知と取材を実施します。
- ・おうしゅう福祉だよりでの記事掲載と福祉情報ガイドブックを配付します。
- ・小地域単位での出前講座を開催します。

◇活用できる財源

- ・共同募金配分金

(4) 子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう

◇現状と課題

子ども・子育て支援は行政による支援事業があるものの、一律の制度や基準の範囲内による支援が多く、子育て世代の困りごとはあまり表面化していません。しかし、それらの支援には限界があり、制度や事業の狭間で必要な支援を受けられない世帯もあります。

また、社会構造や生活様式が変化する中、昔からの固定された育児の価値観と現在の育児とは隔たりがあり、現実に戸惑っている子育て世代が増えてきています。

「子どもは社会全体で育てる」という国の方針があるものの、地域の中の「子どもの面倒は親が見るもの」といった昔からの価値観は、現代の子育て世代に、サービスを活用することや地域を頼りながら子育てをしていくことを躊躇させ、支援に結び付きにくい現状があります。

こういった現代の育児の状況を地域が知り、子育て世代を見守ることも必要になっています。また、これらに対する支援を地域が担うことによって、地域全体で子育てをしているという雰囲気をつくるのが、子育て世代の孤立を防ぎ、子どもの健全育成につながっていきます。

◇具体的な取組み

幼児から小学生までの子どもの一時預かりを地域組織が運営し、地域に子どもや親の居場所など多様な交流の場をつくることによって、子育て世代が地域への親しみを感じ、孤立せず安心して子育てできる体制を構築します。




また、子どもが主体となる放課後児童クラブや子ども会育成会活動などの取組みへ地域住民の参画の機会を取り入れ、地域と子育て世代が接点を持つきっかけづくりを支援します。

地域の中の居場所として、これからの社会にあった組織運営・活動を行う、団体を支

援できるような環境づくりを目指します。加えて、企業や地域の若者などと連携し、地域と支援を必要とする世帯を登録して結びつける管理システムの構築を目指します。

子育て世代が必要な支援に結びつくよう、市と連携して乳児全戸訪問や乳幼児健康診断時、また各学校や保育所などで子育てサービスや支援の周知をし、サービスなどの活用に結びつけていきます。さらに、事業の利用や周知に関して、SNSを活用した予約や連絡などのシステムを構築し、子育て世代が利用しやすい方法を検討します。

子育て世代が気兼ねせずに、地域の支援やサービスなどを活用できるよう、地域セーフティネット会議にて関係機関や市社協の把握している子育て世代の現状や課題を共有し、地域の福祉関係者の子育て家庭への理解を促します。また、気にかかる世帯や子どもの様子が地域セーフティネット会議で自然と話題にあがり、早期の課題発見に結びつけられるように支援します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各取組みの詳細な実施内容の検討協議、地域住民の必要とするサービスや提供可能なサービスの把握	モデル事業（顔の見える関係づくり支援、地域セーフティネット会議との連携）の実施	取組みの評価と見直し		
地域組織のあり方、実施内容の検討	組織の立ち上げ・運営支援	取組みの評価と見直し		
子どもの一時預かりのマッチングシステムの開発の検討	子どもの一時預かりのマッチングシステムの開発の検討と実施、事業周知及び地域組織での利用方法の整備	取組みの評価と見直しを行い、新たな情報共有のしくみを試行	取組みを継続し、対象者の拡大と、今後に向けた改善点について協議	

◇該当事業名

- ・モデル事業（新） ・ファミリーサポートセンター事業
- ・放課後児童クラブ健全育成事業 ・小地域ネットワーク事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・世代間交流などを通して、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・一時預かりを運営する地域組織を結成し、協議や研修などを行います。

○行政の取組み

- ・直接、子育て家庭と関わる機会に子育てサービスや支援の周知を行います。
- ・子育て世代の求める支援について把握します。
- ・居場所や交流スペースとなる施設の整備をします。
- ・情報発信や登録者を結びつける管理システムの開発と構築するための財政支援をします。

○社会福祉協議会の取組み

- ・子育て世代の求める支援について把握します。
- ・行政や地域と連携し、居場所・交流スペースとなる場所を整備します。

- ・情報発信と登録者を結びつける管理システムの開発について企業と協議し共同開発を進めます。
- ・市と連携し、サービスや支援の周知に努め、子育て世代が地域の力やサービスなどを活用しながら子育てできる環境づくりを行います。
- ・地域セーフティネット会議などを通して地域の世代間交流など、顔の見える関係づくりを支援します。
- ・各部門との連携のあり方について検討を行い、事業の展開を行います。
- ・関係機関と連携し、地域住民及び子育て世代の必要とするサービスの充足に努めます。

◇活用できる財源

- ・国庫補助金
- ・市補助金
- ・受託金
- ・共同募金配分金
- ・会費

(5) 地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう

◇現状と課題

第2次奥州市地域福祉活動計画で取り組んだボランティアセンター機能の一本化により、各地域で開催する講座やイベント、助成金などの情報は、ボランティア・市民活動センターで集約し発信するとともに、おうしゅう福祉だより、新聞、SNS、本会ホームページにも随時掲載して活動の周知や啓発を行っています。

一方、ボランティア団体の活動内容などの情報はいずれの媒体にも掲載していないため、ボランティアの募集記事を月1回新聞に掲載するにとどまっています。

また、ボランティア団体の情報や一覧が整備されていないため、ボランティア活動に関心のある方や、これからボランティアを始めたいと思っている方にとって必要な情報が入手しづらい状況にあることが課題となっています。

さらに、市内のボランティア活動者の高齢化が進んでいることから、ボランティア活動に若い世代の参画を促進するしくみづくりが必要です。

併せて、新たに参画しようとする方への支援に取り組み、奥州市内のボランティア活動の更なる普及と発展に尽力する必要があります。

◇具体的な取組み

ボランティア・市民活動センターの役割や機能、ボランティアにかかる啓発についてホームページや広報紙などで分かりやすく周知します。現在のホームページの内容に加え、さらに情報を充実させ、必要な情報へのアクセスを簡便にし、広く市民に知ってもらうことで、ボランティアに対する理解を深めていただくとともに、より市民に身近で親しみやすいボランティア窓口となるよう進めます。

福祉関係者（民生児童委員、福祉活動推進員、ご近所福祉スタッフ）向けの「福祉情報ガイドブック」（パンフレット）の作成を行い、地域の中で配付・活用していただくことにより、インターネットでは情報を得にくい方にも福祉情報を提供できるようにします。

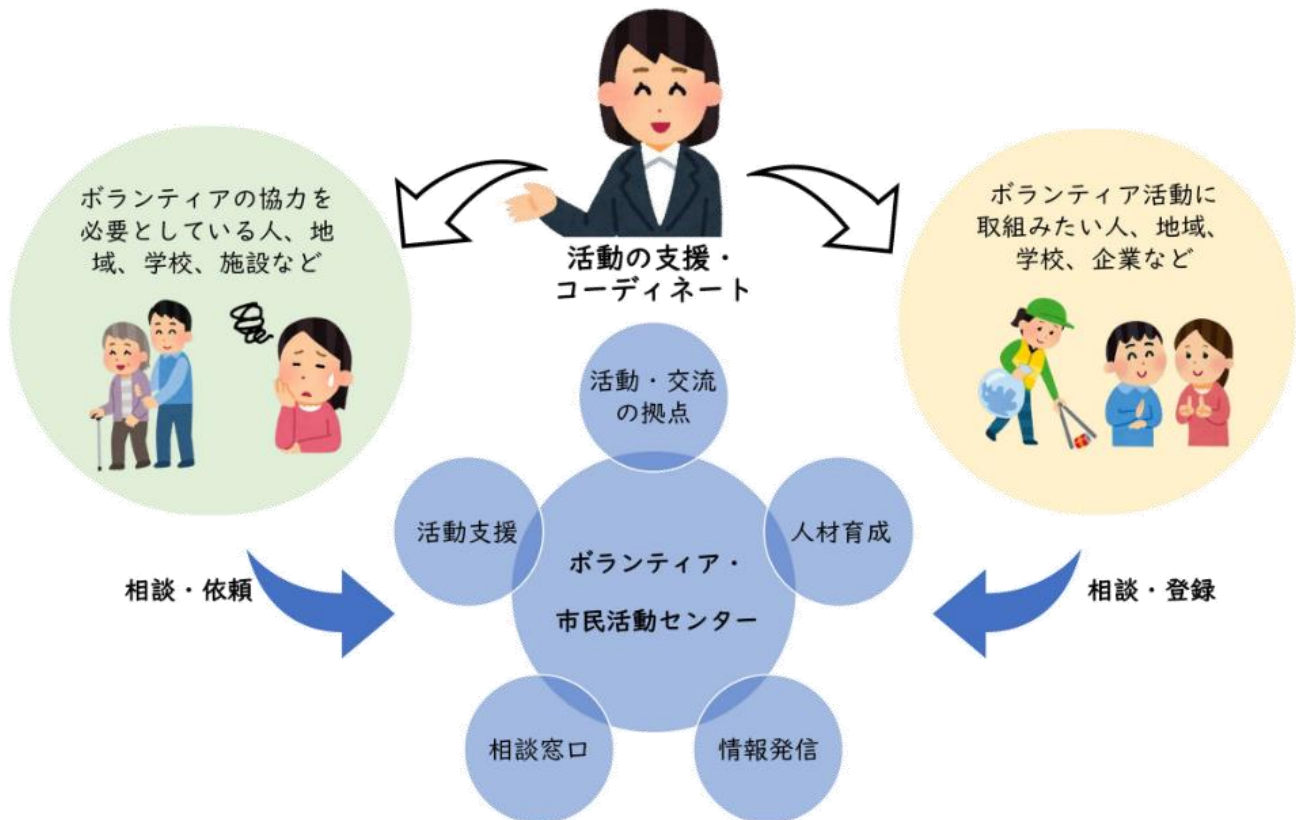
地域へ出向き市民向けの講座を行う「出前講座」の内容を検討し、市民に広く周知します。講座を通して、様々な分野の専門職が地域へ福祉情報を届け、福祉力の醸成を

図ります。

市内のボランティア団体情報を整理して、検索しやすくするためのシステムを構築し、活動情報や募集情報などを発信します。「ボランティアを始めたい」「ボランティアを募集したい」「ボランティアをお願いしたい」など、市民に必要とされる情報を発信できる環境を整備することで、ボランティア活動やボランティア団体の更なる活性化が期待されるとともに、ボランティアコーディネート業務に活用することで、様々な市民や活動者の需要に対するきめ細やかな対応が可能になるよう取り組みます。

情報発信媒体を活用した情報発信・登録制度の構築を行います。若い世代に慣れ親しんでいる媒体を活用することで、ボランティア活動への参画を促進できるよう進めます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ホームページの活用について、発信する内容の検討・協議	ホームページの活用	→		
各地域のボランティア団体の情報の整理・集約	各ボランティア団体の情報の更新	→		
情報発信媒体の検討	情報発信媒体による運用	→		



◇該当事業名

- ・ボランティア・市民活動センター

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

【市民・地域の取組み】

- ・データベースやホームページを活用して、ボランティア活動の情報を得ます。
- ・ボランティア活動に参画します。

【市民団体・ボランティアの取組み】

- ・各団体で新規会員参入に向けた取組み（声かけなど）を行います。
- ・活動内容やボランティア募集情報の提供を行います。

○行政の取組み

- ・ボランティア・市民活動センターの取組みを理解し、協力します。

○社会福祉協議会の取組み

- ・ボランティア情報を集約、発信します。
- ・ボランティア活動者の声を発信します。
- ・ボランティア団体の立ち上げ支援を随時行います。
- ・情報発信ツールの運用を行います。
- ・「福祉情報ガイドブック」の作成と配布をします。

◇活用できる財源

- ・共同募金配分金

(6) 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう

◇現状と課題

社会福祉法人のあり方として、多様化するさまざまな地域ニーズに対応し、地域に根差した取組みの推進が求められています。しかし、地域ニーズの把握が難しいことや、人員や資金的な余力が不足している法人があるため、公益的な取組みを行うことが難しいのが実情です。

市社協では、市内社会福祉法人を対象にフォーラムを開催し、法人同士の情報交換の機会の設置や連携・協働に関するアンケート調査の実施など、社会福祉法人間の連携に向けて取り組んでいます。

今後は地域共生社会の実現に向け、地域における公益的な取組みを分野の枠を超えて社会福祉法人間で連携し、協働することが求められています。

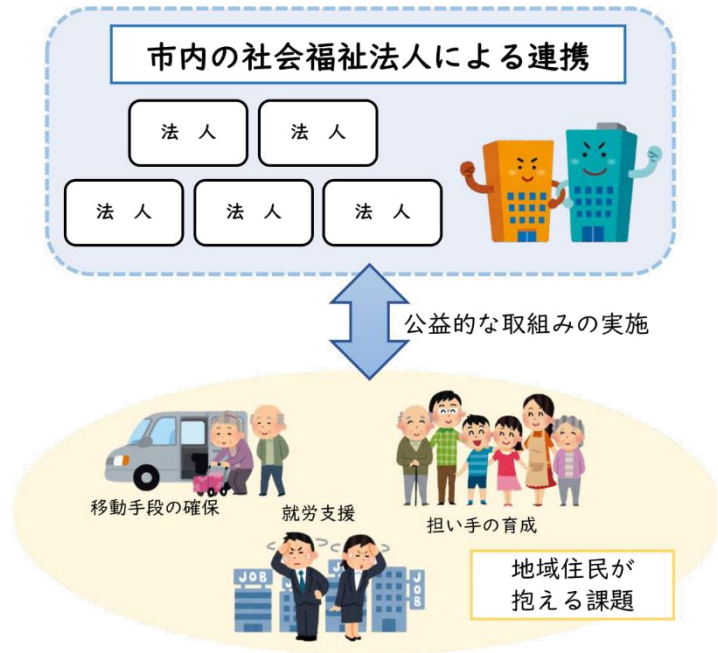
◇具体的な取組み

社会福祉法人が分野の枠を超えて連携、協働を検討する場として、市社協が調整役となり、市内社会福祉法人ネットワーク会議を開催し、今後の方向性を確認するとともに具体的な取組みについて協議します。

地域ニーズの収集や課題の提起により、社会福祉法人が主体性を持ち、地域における公益的な取組みを進めます。

また、各法人だけでは難しいとされる福祉教育を取り入れた担い手の育成や安心、安全な地域づくりを目指した防災及び災害支援体制の構築などについても、一体的に取り組める体制の構築を目指します。

地域ニーズを集約する方法として、福祉懇談会の他にSNSを活用し、多世代からのニーズを拾い上げ、地域貢献活動の目安とします。



令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市内社会福祉法人ネットワーク会議の開催に向けた協議、課題に対する協議	市内社会福祉法人ネットワーク会議による課題協議や研修の実施	→		

◇該当事業名

- ・市内社会福祉法人ネットワーク会議（新）

◇取組みの方向性

- 市民・地域の取組み
 - ・社会福祉法人に対して、地域活動への参加や協力を提起します。
- 行政の取組み
 - ・社会福祉法人連携だけでは取組みができない部分についての支援を行います。
- 社会福祉協議会の取組み
 - ・市社協が調整役となり、市内社会福祉法人ネットワーク会議を開催し、市内で抱えている福祉ニーズや課題を市内の各法人で情報を共有し、地域貢献事業の実施に取り組めます。

◇活用できる財源

- ・共同募金配分金
- ・市内社会福祉法人からの拠出金

3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

(1) 福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう

◇現状と課題

昨今、ゴミ屋敷、ひきこもり、不登校、ホームレス、ご近所トラブルなど、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題への対応が重要視されています。



市社協では、このような課題を抱える方を支援する専門職として福祉活動専門員（CSW）を配置しています。

福祉活動専門員の活動や役割は福祉関係者には周知されつつあるものの、日頃どのような活動しているのか一般市民には見えにくい面もあり、福祉活動専門員の認知度の向上を図る必要があります。

◇具体的な取組み

制度の狭間の課題を抱える人は自分から助けを求めることが難しい場合が多くみられます。福祉活動専門員は、資質向上の研鑽を図りながら地域に出向いてその声を拾うことから地域住民との関係を築き、その地域の情報から支援を必要とする人を取り巻く家族、近隣住民など共同して解決に向けた支援を行います。また、地域への支援を通して、個人や地域にとって信頼できる福祉活動専門員を目指します。

日頃の活動を可視化し、市民に対して活動内容や役割を広く周知していきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動事例・データの集約及び共通課題の整理	パンフレットなどの作成	パンフレットなどを用いた広報活動の実施		
	振興会単位での住民意識調査と結果報告の実施			

◇該当事業名

- ・福祉活動専門員（CSW）設置事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域セーフティネット会議など地域で開催される集会や会合などへ参加します。
- ・福祉活動専門員の活動に係る報告書やパンフレットなどを通して活動を知るとともに、困りごとや解決したいことなどを発見した場合に情報を提供します。
- ・住民意識調査へ協力し報告会へ参加します。

○行政の取組み

- ・福祉活動専門員の活動への協力と活動の周知を行います。

○社会福祉協議会の取組み

- ・活動事例や記録の整理を行い、各地域の状況を分析し、報告書、情報誌、パンフレ

ット、PR動画などを作成します。

- ・地域セーフティネット会議など地域で開催される集会や会合などへ出向き、広報媒体を活用した周知活動を行います。
- ・振興会単位での住民意識調査を行い、報告会を通して課題解決に向けた提案を行います。

◇活用できる財源

- ・会費
- ・寄付金
- ・市受託金

(2) 市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう

◇現状と課題

市社協では、災害時の復旧や復興に向けた福祉救援活動を進める拠点となる、災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」という。）の活動マニュアルを平成23年の東日本大震災を契機として作成しました。

近年、全国各地で自然災害が頻発し、私たちの暮らす地域でもいつ大規模な自然災害が発生してもおかしくない状況ではあるものの、マニュアル作成後、市内で災害ボラセンを開設した実績がなく、令和2年度に奥州と金ヶ崎町との広域圏による災害ボラセンの設置・運営訓練の実施において、現状に即した内容となるよう見直しをする必要性が出てきました。

加えて、災害ボラセン設置後は、市民団体やボランティア、市内社会福祉法人、企業との連携や協力が不可欠となるため、普段からのつながりや関係づくりが求められています。


◇具体的な取組み

市民団体やボランティア、行政などとの調整を踏まえながら、現状に即した災害ボラセン活動マニュアルとします。

広域市町村ネットワーク連絡会議、市民団体やボランティア、社会福祉法人と連携した災害ボラセン設置・運営訓練を行います。

市民団体やボランティア、社会福祉法人とのつながりや関係づくりに取り組みます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
災害ボラセン活動マニュアルの見直し				
災害ボラセン設置・運営訓練の実施	福祉避難所避難所の開設に向けた訓練の実施	特定の地区や地域を設定した総合訓練に向けた研修と訓練の実施		
災害発生時における社会福祉法人との連携に向けた協議	災害発生時における社会福祉法人との連携方法を決定、研修や訓練の実施	総合訓練に向けた関係機関との合同研修や実践訓練の実施		

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市民団体との連携のあり方について協議	市民団体との連携方法の決定、研修や訓練の実施	総合訓練に向けた関係機関との合同研修や実践訓練の実施		

◇該当事業名

- ・災害ボランティアセンター
- ・ボランティア・市民活動センター

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・平常時から市社協や行政、関係機関などつながりを構築し、災害時に連携して支援を行います。
- ・災害時を想定した研修や訓練に参加します。

○行政の取組み

- ・防災にかかる各種情報の提供を行います。
- ・災害時を想定した研修や訓練の開催、他機関の開催する研修などへ協力します。

○社会福祉協議会の取組み

- ・災害ボラセン活動マニュアルの見直しを行い、改定します。
- ・災害ボラセンの設置や運営の訓練を実施します。
- ・市民団体や社会福祉法人、企業などとのつながりや関係づくりに取り組みます。

◇活用できる財源

- ・共同募金配分金

(3) 個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう

◇現状と課題

福祉懇談会は、奥州市地域福祉活動計画の策定に向け、市民の地域福祉活動に関する意識を把握するために平成21年度より市内で開催されています。

福祉懇談会では、災害時のたすけあいや買い物・除雪困難者対策、住民同士のつながりづくりなどの地域での困りごとに関する意見が多く出ていますが、大勢の参加者がいる中で意見が言えない方もいます。また、例年、福祉関係者を中心に参集を呼びかけていることもあり、若年層、中年層などの参加者が少なく、高年層の参加者が多い傾向となっています。

これにより、ニーズの把握や集まる情報に偏りが出てきていることから、従来の開催方法の他に時間や場所に縛られないSNSなどを活用し、より多くの市民の福祉ニーズの把握を行うことが求められます。

◇具体的な取組み

- SNSを活用し、若年層、中年層などが意見を発信できる場を作ります。
- また、地域セーフティネット会議で挙げられた課題について、取りまとめる手法を

構築します。

SNSを立ち上げる際は、福祉だより、ホームページ、チラシなどにQRコードを作成し、掲載することで、より情報を受け取りやすいしくみを構築します。

作成したチラシは、高等学校や障がい者団体へ配付し、SNSへの登録を促します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現状課題協議	SNSを使った周知と意見集約の方法について、試験的に実施	取組み結果を基に新たな方法による取組みの協議と実施	→	

◇該当事業名

- ・かたりあいの輪福祉懇談会
- ・小地域ネットワーク事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

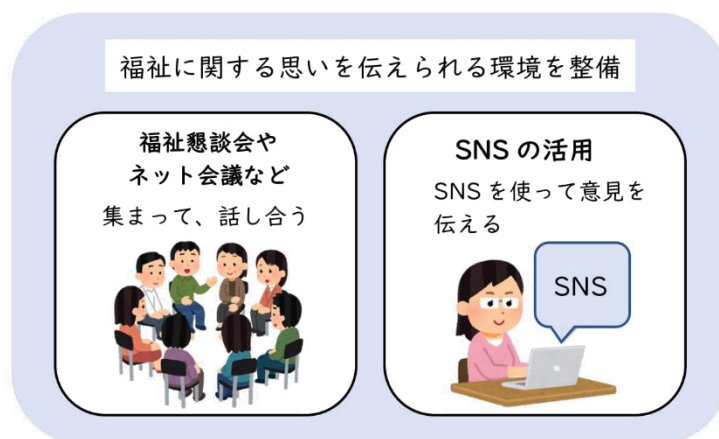
- ・広報誌やホームページ、チラシなどに掲載するQRコードからSNSに参加し、意見を述べます。

○行政の取組み

- ・市社協と連携し情報交換を行います。

○社会福祉協議会の取組み

- ・SNSの活用に向けて準備を行い、幅広い世代の意見を集約します。



◇活用できる財源

- ・共同募金配分金

(4) 近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう

◇現状と課題

認知症や介護を要する世帯の困難課題や、助けを求めない・困りごとの自覚のない世帯、8050問題のひきこもり、病気などで仕事に就けない人など見えにくい困りごとが広がっている状況が福祉懇談会の意見やアンケート調査からわかります。

また、制度の狭間の課題や同一世帯に住む同居者の課題が、支援をしていく中で表面化するケースもあります。

最近では、行政区における民生児童委員やご近所福祉スタッフの見守り、地域セーフティネット会議やにこにこネット台帳の整備により、高齢者や障がい者については見守りのしくみができている一方で、近隣者が介入できない困りごとを抱える住民に対しては、異変を感じているものの、支援できずにいるケースが少なからずあります。

制度の狭間や深刻な困りごとを抱える方への対応には、住民の見守りや支援だけで

は対応が難しい面があります。援助を必要とする人に寄り添い、定期的な訪問や同行支援による継続的・計画的な支援を行う専門機関と地域の見守り活動が両輪で支えていく必要があります。

◇具体的な取組み

子育てや介護、ひきこもり、困窮や助けを求めないなど世帯の複合的な問題に対して、相談しやすい窓口を設置します。また、相談者が来るのを待つだけでなく、専門職員が地域に出向き課題の把握に努めます。

近隣が異変を伝えやすい地域セーフティネット会議、民生児童委員や専門機関との連携のしくみの充実を図ります。

若年層向けには、リモート面接の活用を検討します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
複合的な相談対応における総合相談窓口の整備と周知	▶			
アウトリーチによる課題の把握	▶			
リモートによる面接方法の活用 の検討と実施	リモートによる 面接方法を見直し と継続実施	▶		

◇該当事業名

- ・小地域ネットワーク事業
- ・生活困窮者自立支援事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域セーフティネット会議を立ち上げ、継続して取り組みます。
- ・身近に困りごとを抱える人がいた場合は、相談窓口を紹介します。

○行政の取組み

- ・税務関係や教育関係などの情報から、支援が必要な住民を発見した場合は相談窓口確実につなげます。
- ・制度横断的に課題解決を図る専門的な人材を配置します。
- ・住民組織や専門機関に対して財政的な支援をします。

○社会福祉協議会の取組み

- ・すべての事業で生活上の困りごとを拾いあげる視点をもって取り組みます。
- ・利用しやすい相談窓口を整備します。従来どおりの来所・電話相談に加え、メールやテレビ電話を使った相談受付、ホームページやSNSを使った情報発信、若年層を対象とした調査や意見聴取を行います。
- ・制度横断的に課題解決を図る専門的な人材を配置し、相談者とともに課題解決に取り組む伴走型の支援を行います。
- ・課題解決に向けて他機関との連携を積極的に行います。

◇活用できる財源

・市委託金 ・共同募金配分金 ・自主財源

(5) 高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう

◇現状と課題

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分一人では金銭の自己管理が難しく生活困窮に陥ったり、福祉サービスの利用や年金などの手続きに不安を感じている高齢者や障がい者がいます。しかし近年、そのような方々の生活をサポートしている家族や親族自身の高齢化や障害などで、十分なサポートができないケースが増加しています。

また、これらの状況に周りも気付かず、複雑化、深刻化してしまう場合もあります。

このような、高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活していくための制度として、日常生活自立支援事業や成年後見制度があります。市内でも現在 200 名を超える方がこれらの制度を利用していますが、今後は利用者の増加や個々のケースのさらなる複雑化、深刻化が予想されます。

しかし現状では、制度を知らない、どこに相談すればよいかわからないという方もいることから、対象者を早期に発見し、必要な支援に結びつけるための関係機関との連携の強化や、さらなる制度の普及、啓発が課題となっています。

権利擁護に関わるニーズが高まるなか、地域における権利擁護の担い手の育成をする市民後見人養成講座の実施や、市民による権利擁護活動を支援するしくみづくりが必要であり、制度利用促進の中心的な役割を担う中核機関を設置する必要性が高まっています。

◇具体的な取組み

パンフレットや広報、ホームページ、地域セーフティネット会議などを活用し、権利擁護制度のさらなる普及、啓発を行い、対象者の早期発見を図ります。

関係機関など連絡会議や法人後見運営委員会を開催し、社会福祉関係者及び行政との連携の強化、より良い支援の実施を進めます。

市民後見人養成講座を開催し、地域における権利擁護の担い手を育成するとともに、市民が活発に市民後見人として、権利擁護活動に取り組むことができる体制整備を進めます。

成年後見制度利用促進基本計画に基づき中核機関の早期設置に努め、相談支援の実施や関係者によるネットワーク構築を目指します。



令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
権利擁護制度の周知・啓発				
関係機関連絡会議や法人後見運営委員会の実施				
市民後見人養成講座の実施				
中核機関の設置準備	中核機関の運営			

◇該当事業名

- ・日常生活自立支援事業
- ・法人後見事業
- ・小地域ネットワーク事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・地域セーフティネット会議を活用し、対象者の早期発見を行います。
- ・市民後見人として、権利擁護活動を推進します。

○行政の取組み

- ・広報媒体を活用して、権利擁護制度に関する市民への周知を行います。
- ・成年後見制度利用促進基本計画を策定し、中核機関を設置します。
- ・市民による権利擁護活動を支援するしくみづくりを進めます。

○社会福祉協議会の取組み

- ・関係機関など連絡会議などを通して関係機関・行政と連携し、利用者に対し必要な支援を実施します。
- ・パンフレットやホームページ、地域セーフティネット会議などを通じて市民や関係機関などに対し権利擁護制度の周知や啓発を図り、対象者の早期発見に努めます。
- ・市民後見人養成講座の開催や、市民による権利擁護活動を支援するしくみづくりを進めます。

◇活用できる財源

- ・公的補助金
- ・利用料

(6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

◇現状と課題

これまで市民からの相談は、制度や事業の専門の相談窓口で対応されてきました。しかし、近年の社会情勢の変化により、日常生活を過ごす中での困りごとや生活上の課題は多様化、複雑化しています。

これまでの各専門の相談窓口での対応では、多様化や複雑化した相談内容に対して、

一つの分野のみの相談にとどまることが多く、分野を超え横断した相談支援につながらないことから解決に時間がかかったり、解決に至らなかったりすることがあります。

このように、制度や事業ごとに分断された相談対応ではなく、相談者やその世帯に対して、どの窓口で相談を受け付けても、他分野による横断的、包括的な相談や対応が求められます。

◇具体的な取組み

どの相談窓口でも相談内容を包括的に受け止め、他分野と連携した対応ができるよう進めます。

複合的な課題による相談内容は総合的な相談窓口を整備し、他の専門分野と連携して解決に向けた対応ができるよう体制をつくります。

各専門分野が連携し相談者やその世帯が抱える複合的な課題について、専門の職員が伴走しながら解決できるよう取り組みます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政機関を中心に各分野の相談窓口における基準作成を協議し実施	各相談窓口による対応について、作成した基準の周知と対応の啓発	→		
複合的な相談対応における総合的な相談窓口を整備し周知	→			
各分野が横断し連携した対応ができる体制をつくりの実施	構築した体制について見直しを行いながら継続実施	→		
相談者やその世帯と伴走しながら解決に向けた支援体制をつくりの実施	→			

◇該当事業名

- ・重層的な支援体制整備（新）
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・権利擁護事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・各種相談事業

◇取組みの方向性

○市民・地域の取組み

- ・困りごとや悩みごとを持つ個人や世帯を発見した場合、相談機関につなげます。

○行政の取組み

- ・相談窓口の一覧を作成して、市の広報やホームページのほか、各種研修や会合の機会を通じて市民へ周知を図ります。
- ・相談窓口による対応の基準を示したマニュアルを作成し各種窓口へ基準を周知するとともに、相談対応の技術向上の機会をつくり、啓発に取り組みます。
- ・行政機関内による庁内連携を図り、各分野を横断し包括的、重層的な支援体制を構

築します。

○社会福祉協議会の取組み

- ・多様化、複雑化した相談に対応し、市社協内部での連携や各関係機関との連携の強化に努めます。

◇活用できる財源

- ・市受託金
- ・自主財源

◇第3次奥州市地域福祉活動計画 実施計画表

令和3年度から5年間、本計画に位置付けられた実施予定計画表です。

なお、第1期（3年）と第2期（2年）に区分し、期毎に達成状況の点検（モニタリング）と評価を行い、進行状況を管理しながら計画を推進します。

区分	第1期			第2期	
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり					
(1) 身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう					
	市内全行政区でのネット会議の推進	ネット会議の設置状況の評価、課題の整理	複数行政区でのネット会議の設置支援	→	市内全域でのネット会議の開催
	ネット会議の充実に向けた支援	→	→	→	→
(2) 日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう					
	既存サービスの見直しと構築	→	→	→	→
	課題解決に向けた新たな支えあいつくりの構築	→	→	→	→
	市民対象の研修や講座の実施	→	→	→	→
(3) 地域住民とのつながりをつくり暮らしていこう					
	たすけあい活動の周知・啓発	支援が必要な人と地域との交流の機会づくり	→	→	→
	公的サービスとたすけあい活動の連携の検討	情報交換会や研修会などの実施	→	情報交換会や研修会などの見直し	→
(4) 災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう					
	避難行動要支援者台帳の整備	→	→	→	→
	ネット会議と自主防災組織との連携の推進	→	→	→	→
	ネット会議と自主防災組織との避難誘導訓練	→	→	→	→
(5) 個人情報やプライバシーを正しく理解しよう					
	手引き作成の検討と作成	→	→	→	→
2 地域福祉を支えるしくみづくり					
(1) 地域の担い手や人材を育成しよう					
	新事業の素案づくりと関係団体との合意形成	新事業の実施と協働のプラットフォーム支援	実施評価・事業継続	→	事業評価・事業継続の検討
	協働のプラットフォーム立上げ	→	実施評価・事業継続	→	事業評価・事業継続の検討

区分 年度	第1期			第2期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(2) 誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう					
	課題解決に向けた新たな支えあ いづくりの構築				
	ネット会議など による課題の把握	地域と企業・社 会福祉法人との マッチング			
(3) 福祉の意識を高める情報を発信しよう					
	情報を可視化す るための周知				
	アンケート実施 と出前講座の内 容の検討	出前講座の実施			
	福祉情報ガイド ブック作成の検 討	福祉情報ガイド ブックの作成と 配布			
(4) 子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう					
	住民が必要とす る情報の把握と 実施内容の検討	モデル事業の実 施	実施評価・事業 継続		
	地域組織のあり 方や実施内容の 検討	地域組織の立上 げ・運営の支援	実施評価・事業 継続		
	子ども預かりマ ッチングシステ ムの開発検討	子ども預かりマ ッチングシステ ムの実施と周知	実施評価・見直 しを行い再試行	実施評価・事業 継続と周知	
(5) 地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう					
	ホームページに よる情報発信の 内容の検討	ホームページを 活用した情報周 知			
	各ボランティア 団体の情報整理	各ボランティア 団体の情報更新			
	情報発信媒体の 検討	情報発信媒体に よる運用			
(6) 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう					
	社会福祉法人ネ ットワーク会議 の開催協議	社会福祉法人の 課題共有や研修 の実施			
3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり					
(1) 福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう					
	活動事例の集約 と共通課題整理	パンフレットな どの作成	パンフレットな などによる活動周 知		
		振興会単位によ る住民意識調査 と結果報告			
(2) 市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう					
	災害ボラセン活 動マニュアルの 見直し				
	災害ボラセン設 置・運営訓練	福祉避難所開設 訓練	特定地区などを 設定した総合訓 練・研修の実施		

区分 年度	第 1 期			第 2 期	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	災害発生時の社会福祉法人との連携の協議	災害発生時の社会福祉法人連携による訓練実施	総合訓練に向けた関係機関との研修・訓練実施	→	→
	市民団体との連携について協議	市民団体との研修や訓練の実施	総合訓練に向けた関係機関との研修・訓練実施	→	→
(3) 個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう					
	現状の課題について協議	SNSを活用した周知・意見集約を試験的実施	実施結果による検討と新たな方法での実施	→	→
(4) 近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう					
	複合的相談に対する総合相談窓口の設置と周知			→	→
	アウトリーチによる課題の把握			→	→
	リモート面談の検討と実施	実施評価・見直し、継続実施		→	→
(5) 高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう					
	権利擁護制度の周知・啓発			→	→
	連絡会・運営委員会の実施			→	→
	市民後見人養成講座の実施			→	→
	中核機関の設置準備	中核機関の運営		→	→
(6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう					
	各分野の相談窓口対応の基準作成に向けた協議	各相談窓口対応の統一基準を作成し啓発・対応		→	→
	複合的な相談に対応する総合的な窓口の整備			→	→
	各分野が横断・連携する体制づくりと対応実施	体制の見直し、継続対応		→	→
	相談者など伴走し解決に向けた支援体制づくり			→	→

第 4 章
資 料 編

◇用語の解説

ア行

Iターン 都会で生まれ育った人が地方へ就職・転職すること。

アウトリーチ 住民が生活する地域に出向くこと。支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、支援者側から積極的に働きかけを行うこと。

アドバイザー 忠告者、助言者、顧問、相談相手のこと。

アンケート 多くの人に同じ質問を出して回答を求める調査法。社会のいろいろな事柄や人々の意見などを調べるために、関係者や有名人に一定の質問形式で意見を問うこと。

移動制約者 過疎地域や郊外住宅地で公共交通の利用の不便により、移動に制約のある者。

インターネット 複数のコンピューターネットワークを相互に接続して、全体として一つのネットワークとして機能するようにしたもの。個々のコンピューターネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体。

SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。代表的なSNSは、フェイスブック。

SDGs “Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）”の略称。世界が抱える問題を解決するために、2030年までに世界が達成すべき目標を表したもの。世界共通の目標が17、さらに具体的な目標を示した169のターゲットから構成されている。

NPO（民間非営利組織）・NPO法人 医療、福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、国際協力・交流、人権、平和、教育、男女共同参画などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定の条件を満たして認証を受けた「特定非営利活動法人」を通称NPO法人という。

奥州福祉推進市民会議 市民の積極的な参画を得て地域福祉の推進を図るため、第1次地域福祉活動計画で設置を定め、奥州市社会福祉協議会が平成23年度に設置した。地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行う。

カ行

介護保険制度 高齢者介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支えあう制度のこと。サービスの例：ホームヘルプサービス、デイサービスなど

核家族 家族の形態を示す用語で、①夫婦とその未婚の子、②ひとり親（片親）と未婚の子、③夫婦のみ、で構成される家族のこと。

可視化 直接見ることができない事柄を映像やグラフ・表などにして目に見えるようにすること。

QRコード モザイク状で四角い形をしたバーコードの一種。携帯電話などのカメラをかざし、情報を読み取ることができる。

協働のプラットフォーム 地域の福祉課題について自発的に対等な立場で参加し共有・協議する場。地域住民、行政、社会福祉法人、各種活動団体、ボランティア、専門家など多様な主体が自主的に集まり、それぞれの強みを活かして連携を図り、課題解決に取り組む。

ケース 個々の事例。

権利擁護 人が本来持ち合わせている権利が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのようなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成、獲得を支援することや、その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、必要な様々な支援を行うこと。奥州市社会福祉協議会では、この権利擁護に関わる事業として、高齢者、知的・精神障がい者などが安心して日々の生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の管理、書類等の預かりなどについて、生活支援員が定期的に訪問してお手伝いをする、日常生活自立支援事業を行っている。

広域市町村ネットワーク連絡会議 行政や社協をはじめ、法人、企業、ボランティア、一般市民など多様な主体が、平時及び災害時の役割分担や連携・協働のあり方を確認・協議し、平時から関係機関及び団体のネットワークを構築し、様々な取組みを円滑に行うための市町村域レベルの連絡会議。

コーディネート 各部を調整し、全体をまとめること。

ご近所福祉スタッフ 奥州市社会福祉協議会が委嘱する、近隣の要支援者の見守りや地域の小地域ネットワーク活動の推進など、地域における身近な福祉活動の実践者。第1次地域福祉活動計画において福祉活動に関心を持ち活動する人を増やすための「ご近所福祉スタッフ制度」を創設し、平成23年度より概ね50世帯に1人を目安として配置している。

コミュニティ 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団のこと。地域社会、共同体を示す。

個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律の通称のこと。個人情報の適切な取り扱いと保護について定めた法律。平成15年に成立、2年の準備期間を経て同17年に民間も含め全面施行。高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したことを背景に、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的とする。氏名、住所、生年月日などの個人に関する情報を適性に扱い、個人の利益や権利を保護することを、国や地方自治体、事業者などに義務付けている。

サ行

サポート 支えること。支持・支援すること。

サロン ある目的のために、人々が集まって一つのまとまりとなったもの。二人以上の者が共同の目的を達成するために結合した集団。ふれあいサロンと子育てサロンなどある。なお、ふれあいサロンとは、子供からお年寄りまでが一緒に集い、遊べる・交流できるように市内各地で行われている事業で、子育てサロンは小さい子供と親御さんが交流したり、楽しんだりするところ。

参画 計画に加わること。事業などの実行段階からでなく計画の段階から加わる、という意味合いで用いられることが多い。

自主防災組織 災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う自治会や町内会を基盤とした任意の防災組織。

システム 方法。方式。

社会資源 支援が必要な人に対しての有償・無償の公的・民間サービス。地域の人材を基本とした

様々な特技や資格を活用し、支援が必要な人に対し活動を行うこと。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行う。

住民参加型在宅福祉サービス 有償・有料を基本とした住民相互の助け合いを目的とし、団体を結成して行われる活動。サービスを提供する会員、利用する会員という会員制をとっており、家事援助や話し相手など様々なサービスを提供している。

情報発信媒体 ブログ、メールマガジン、ツイッター（Twitter）、フェイスブック（Facebook）、インスタグラム（Instagram）、ユーチューブ（YouTube）などインターネットを活用し閲覧者に情報を発信するもの。

スペース 空間、場所のこと。

成年後見制度 精神上的障害があり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行い、判断能力の程度によって、後見・保佐・補助のいずれかに認定する。平成12年民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。

夕行

地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域コミュニティ 地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

地域セーフティネット会議（ネット会議） 行政区を基本単位とし、地域福祉関係者が定期的な話し合いや情報共有を行う場。地域の福祉課題を共に考え、解決において支え合いながら安心して過ごすことができるような取り組みや、住民みんなが交流を深め連帯感を醸成する仕組みづくりなどを構築するための会議。

地域福祉 地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、すべての住民が安心して生きがいをもって生活できるよう、住民、地域の団体、民間企業福祉サービス事業者、行政等のあらゆる主体がお互いに協力しあうことによって、地域の様々な活動を活性化し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組み。

地域福祉活動計画 地域福祉の整備・推進、そのための活動を織り込んだ公私の計画を指し、地域福祉計画に比べ「活動」により重点をおいている。計画策定にあたっては、市民参加を十分に積み重ね、住民自治の発展による福祉のまちづくり活動計画として策定。

地域福祉計画 地域福祉計画は、平成12年に改正された社会福祉法において規定された計画で、市町村は住民などの参加を得て地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備する内容の「市町村地域福祉計画」を策定することとされている。

地域包括支援センター 高齢者の状態の変化に応じて必要なサービスを常時提供する中核機関のこと。公正・中立な立場から、地域の高齢者を対象とした地域包括支援体制として、総合的相談・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防マネジメントなどを行う。改正介護保険法に基づき、平成18年4月より設置。

ツール 道具。

データベース 大量にあるデータの集め、検索しやすくしたもの。

テーマ 行動や創作などの基調となる考え。主題。

出前講座 市社協の職員やボランティアが現地（学校や企業、地域など）に出向き、実際に車椅子や手話の体験活動や福祉に関する情報提供等を行うこと。

ナ行

ニーズ 必要。要求。需要。

日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行うことが困難な人で、しかも援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするほか、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス、苦情解決制度の利用を援助するなどの生活支援を行う。

認知症 一度獲得された知能が、後天的な大脳の器質的障がいのため進行的に低下する状態のこと。原因として、脳梗塞(のうこうそく)・脳出血などの脳血管障がいの後遺症、アルツハイマー病やピック病などの退行変性疾患、クロイツフェルトヤコブ病などの感染性疾患、内分泌性疾患、腫瘍(しゅよう)性疾患、外傷性疾患、麻薬やアルコール依存症などが挙げられる。痴呆。痴呆症。差別や偏見を助長するニュアンスがあるとして、平成 16 年に厚生労働省の検討会が「痴呆」から改称の方針を決めた。

ネットワーク 個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。ある計画を遂行するために必要なすべての作業の相互関係を図式化したもの。

ハ行

8050 問題 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えている状態。社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ちはじめている。

伴走型支援 支援を必要とする人に対し、支援者が一対一で寄り添った支援を行うこと。

ひきこもり 長期間にわたり自宅や自室にこもり、社会的な活動に参加しない状態が続くこと。平成12年厚生労働省により引きこもりに関する初の全国調査が行われ、引きこもりを「とくに精神的な障害がきっかけではなく、自宅や自室に 6 か月以上の長期間ひきこもって社会参加できないでいる中学卒業段階以降の青年の状態。現役の小・中学生の不登校は含まない」と定義している。

避難行動要支援者 避難準備段階や災害時に避難所まで他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない方。

フォーラム 一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う討論。また、その方式。集团的公開討議。

福祉活動専門員（CSW） 市区町村社会福祉協議会に配置され、地域の担い手の育成と支援、専門機関等のさまざまな社会資源とのネットワークづくり、住民主体の活動支援を行うことにより、複雑・多様化する生活課題を解決に結び付ける役割を担う。

福祉サービス 障害程度区分等により地域で生活できるようサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度のこと。

サービス例：ホームヘルプサービス、デイサービスなど。

福祉車両 障がい者や高齢者が乗り降りしやすく、また、運転しやすく設計された車。

プライバシー 個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。私事。私生活。また、秘密のこと。

プラットフォーム 基盤・基礎・土台。多様な主体が、自発的に対等な立場で参加する場。

放課後児童クラブ 保護者が共働きなどにより、昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行う場。

ホームページ インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合のこと。インターネットのWWWサーバーに接続して最初に見える画面。個人や企業・団体が情報の発信を行う。WWWサーバーが提供する画面の総称として使われることもある。

ボランティアコーディネーター ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつけること。

ボランティア・市民活動センター ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関のこと。福祉教育の推進や市民に対してのボランティアの情報提供も役割となっている。

マ行

マッチング 組み合わせること。

マニュアル 作業の手順などを体系的にまとめた冊子の類。

マンネリ マンネリズムの略。手法が型にはまり、独創性や新鮮味がないこと。

見守り（みまもり） 見守るとは「目を離さないで見る・事故などがないように気をつけて見る」という意味。福祉関係者が使う場合は「事故などがないように気をつけて見る」の意味合いが強く、「ひとり暮らしの方の見守りをお願いします」というように用いている。

民生委員・児童委員 乳幼児から高齢者、障がい者などのだれもが安心して暮らせるよう、生活上の悩み事や心配事などの相談に広く応じ、必要に応じて社会福祉の制度やサービスを利用できるように橋渡しをし、行政機関と協働して各種福祉関係の情報の提供や援助を行ってくれる地域の奉仕者のこと。厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼任。子育て不安や虐待、いじめ、非行、不登校など地域の子どもに関するあらゆる問題を、行政機関と連携して相談・援助に応じている他、学校や社会福祉協議会などとも協働して、健全育成活動や環境づくりに努力している。

モデル 模範・手本または標準となるもの。また、今後の範とするために試みられたもの。

モニタリング 事業や支援が計画どおり進められているか、目標の達成に近づいているか、新たな課題が発生していないかなどを確認すること。モニタリングの結果によって、計画の見直しを行うことも必要となる。

ヤ行

有償ボランティア 無報酬で自発的に奉仕活動に参加するボランティアに対し、交通費や宿泊費・食費などの経費、あるいは報酬や謝礼が支払われるボランティアのこと。

Uターン 地方で生まれ育った人が都会で就職して働き、その後また生まれた地方へ戻ること。

ラ行

リモート 遠い、離れた、遠隔の、隔たりのある。

リーダー グループ、集団を代表、指導、先導、統率する存在。

第3次奥州市地域福祉活動計画策定経過

日 時	内 容
令和2年 6月5日(金)	第5回課長会議 ・地域福祉活動計画策定要綱(案)、策定方針(案)について協議
6月11日(木)	第1回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
6月19日(金)	第6回課長会議 ・地域福祉活動計画策定要綱(案)、策定方針(案)について協議
6月22日(月)	第2回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
7月3日(金)	第4回三役会議 ・地域福祉活動計画策定要綱(案)、策定方針(案)について報告
7月9日(木)	奥州市社会福祉協議会役員協議会 ・地域福祉活動計画策定要綱、策定方針について制定
7月17日(金)	第3回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
7月21日(火)	第4回支所長会議 ・第3次地域福祉活動計画策定作業部会員の推薦依頼
8月19日(水)	第4回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市と打合せ
8月27日(木)	第1回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州福祉推進市民会議 ・第3期奥州市地域福祉計画策定について協議 ・第3次奥州市地域福祉活動計画の策定について協議
9月7日(月)	第1回奥州市地域福祉活動計画作業部会全体会議
9月11日(金)	計画策定作業部会全体打ち合わせ
9月～10月	計画策定作業部会各グループ会議
10月30日(金)	第5回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
11月24日(火)	第2回奥州市地域福祉活動計画作業部会全体会議
12月3日(木)	第6回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
12月15日(火)	第2回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州福祉推進市民会議 ・第3期奥州市地域福祉計画(本文素案)について協議 ・第3次奥州市地域福祉活動計画(本文素案)について協議
令和3年 1月22日(金)	奥州市社会福祉協議会役員協議会 ・第3次奥州市地域福祉活動計画(本文素案)について協議

日 時	内 容
2月10日(水)	第3回奥州福祉推進市民会議 ・第3次奥州市地域福祉活動計画(案)について協議
2月15日(月)	第3次奥州市地域福祉活動計画パブリックコメント募集開始 【3月2日(火)まで】
2月18日(木)	奥州市社会福祉協議会役員協議会 ・第3次奥州市地域福祉活動計画(案)について協議
2月22日(月)	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会(衣川・前沢)
2月24日(水)	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会(胆沢)
2月26日(金)	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会(江刺)
3月1日(月)	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会(水沢)
3月5日(金)	奥州市社会福祉協議会第8回理事会 ・第3次奥州市地域福祉活動計画の策定について議決
3月22日(月)	第4回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州福祉推進市民会議 ・第3期奥州市地域福祉計画の策定について議決 ・第3次奥州市地域福祉活動計画の議決について報告

**第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画
策定に係る住民説明会開催状況表**

回数	地域名	開催日	開始時間	会 場	参加者数	関係者数	合 計
1	衣 川	令和3年 2月22日(月)	午前10時	衣川保健福祉センター	26人	9人	35人
2	前 沢	令和3年 2月22日(月)	午後2時	奥州市前沢総合支所	49人	9人	58人
3	胆 沢	令和3年 2月24日(水)	午前10時	胆沢文化創造センター	40人	10人	50人
4	江 刺	令和3年 2月26日(金)	午後2時	江刺総合コミュニティセンター	63人	10人	73人
5	水 沢	令和3年 3月1日(月)	午前10時	奥州市総合福祉センター	50人	11人	61人
6	水 沢	令和3年 3月1日(月)	午後2時	奥州市総合福祉センター	51人	11人	62人
合 計					279人	60人	339人

第3次奥州市地域福祉活動計画策定作業部会開催状況表

○作業部会全体会議

	開催日	内 容
第1回	令和2年9月7日(月)	第3次奥州市地域福祉活動計画素案の策定について
第2回	令和2年11月24日(火)	第3次奥州市地域福祉活動計画作業部会策定素案について

○作業部会

	作業部会名	Aグループ	Bグループ	Cグループ
第1回	開催日時	令和2年10月1日(木) 午前10時から 午後0時30分まで	令和2年9月24日(木) 午前10時から 午前11時50分まで	令和2年10月8日(木) 午後1時30分から 午後3時10分まで
	開催場所	奥州市総合福祉センター 研修室	奥州市総合福祉センター 在宅福祉課 会議室	奥州市総合福祉センター 小会議室
	協議内容	第3次計画作業部会素案 の進捗の確認、推進テーマ 及び内容について協議	第3次計画作業部会素案 に係る課題抽出作業と推 進テーマについて協議	第3次計画素案の進捗の 確認、推進テーマ及び内 容について協議
	参加者数	11人	11人	10人
第2回	開催日時	令和2年10月20日(火) 午後1時30分から 午後3時15分まで	令和2年10月9日(金) 午前10時から 午後0時10分まで	令和2年10月22日(木) 午後1時30分から 午後3時10分まで
	開催場所	奥州市総合福祉センター 小会議室	奥州市総合福祉センター 在宅福祉課 会議室	奥州市総合福祉センター 小会議室
	協議内容	第3次計画作業部会素案 の推進テーマ及び内容の 最終確認	第3次計画作業部会素案 の推進テーマ及び内容の 最終確認	第3次計画作業部会素案 の推進テーマ及び内容の 最終確認
	参加者数	11人	12名	9名

○作業部会ワーキンググループ（職員会議）

グループ名 開催日(令和2年)	Aグループ	Bグループ	Cグループ
9月11日(金)	グループ代表者全体打ち合わせ		
9月14日(月)			グループ打ち合わせ
9月15日(火)	グループ打ち合わせ 第1回グループ会議	グループ打ち合わせ	
9月28日(月)	第2回グループ会議		
10月5日(月)			第1回グループ会議
10月13日(火)	第3回グループ会議		
10月22日(木)			第2回グループ会議

第3次奥州市地域福祉活動計画策定要綱

1 目 的

地域福祉活動推進は、行政サービスの充実が進められる一方、市民による地域での支えあいを進め、市民自らが参画し協働する福祉活動の展開が不可欠です。それを推進するためには、地域住民の生活や福祉の課題を集約し、「地域福祉は身近な問題」として住民が参画する活動を支援していくことが必要です。

社会福祉法に示されている「地域福祉の推進」の理念に基づき、ともに支え生きていく地域社会の構築に向け、地域住民とともに住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指して、第3次奥州市地域福祉活動計画を策定します。

2 主 体

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

3 基本方針

- (1) 地域の隅々に渡る地域福祉活動を目指した住民主体による地域づくりの具現化
- (2) 実施している事業及び活動の共有と整理による事業の再編及び活性化
- (3) 地域福祉課題への総合相談から解決までの体制整備と明確化

4 基本視点

市民の身近な生活圏である小地域において、活力に満ちた活動組織の形成及び活動の構築を図ります。

- (1) 市民に親しまれる組織及び活動
- (2) 市民に頼りにされる組織及び活動
- (3) 市民と共に生活福祉課題を解決していく組織及び活動

5 地域福祉活動計画推進目標

- (1) 8つの推進目標から3つの推進目標（仮称）に再編する。

3つの推進目標については、奥州市地域福祉計画の基本方針に掲げる3つの柱に基づき再編する。

- ① 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

【奥州市地域福祉計画 1. 福祉で安心・安全な地域づくり】

- ② 地域福祉を支えるしくみづくり

【奥州市地域福祉計画 2. 福祉を支える組織づくり・人づくり】

- ③ 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

【奥州市地域福祉計画 3. 福祉サービスの包括的な提供の仕組みづくり】

- (2) 推進テーマについては、地域福祉計画と整合性を図るとともに第2次計画の評価を踏まえて整理を行い、推進目標に位置づける。

6 策定体制

地域福祉活動計画策定にあたっては、多様な主体が参加することを基本に、以下の体制で臨むものとします。

(1) 奥州市地域福祉活動計画作業部会

地域福祉団体から選出された方と社会福祉協議会職員で構成します。推進目標ごとにワーキンググループを編成し、ニーズ調査及び住民調査の結果等をもとに、計画素案を作成する検討組織として位置付けます。

(2) 奥州福祉推進市民会議

第1次地域福祉活動計画に盛り込まれ設置した組織であり、地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行う機関として位置付けます。

(3) 地域福祉活動計画アドバイザー

公立大学法人岩手県立大学 佐藤哲郎准教授にアドバイザーとして依頼し、専門家の視点から助言、指導をいただきます。

(4) 奥州市地域福祉活動計画策定委員会・奥州市社会福祉協議会理事会

奥州市地域福祉活動計画作業部会で作成した計画素案を奥州福祉推進市民会議に諮り提言・評価を受けた後、第3次奥州市地域福祉活動計画策定議案について協議し、議決する機関として位置づけます。

(5) 事務局

奥州市社会福祉協議会地域福祉課に置きます。

7 地域福祉活動計画策定事業の内容

(1) 過去の住民懇談会で寄せられた意見や要望の分析と考察

過去3年間（平成29年度から令和元年度）の住民懇談会で寄せられた意見や要望から、地域福祉活動の課題やニーズ（需要）の考察を行います。

(2) 作業部会（ワーキンググループ）での素案づくり

ワーキンググループは、各地域福祉推進協議会より10名（各2名）と社協職員20名程度で構成し、住民懇談会等で集約された意見及び調査結果をもとに、地域福祉活動計画推進目標に対する方針を作成します。

3つの活動計画推進目標に対し、3グループを編成し具体的計画を作成します。

(3) 奥州市地域福祉計画との連携・協議

奥州市が策定する地域福祉計画策定に係る奥州市地域福祉推進市民会議及び本会が設置する奥州福祉推進市民会議を共同で運営し、連携を図ります。

また、奥州市及び本会がそれぞれ集約した意見や調査結果を互いに共有し合い、分析・整理を行います。

他の奥州市福祉施策、奥州市総合計画等との整合性を図りながら、課題解決策の素案を策定します。

(4) 住民説明会

案として取りまとめられた「奥州市地域福祉計画」と「奥州市地域福祉活動計画」に対し、地域ごとに住民説明会を行い、啓発と意見の収集に努めます。

第3次奥州市地域福祉活動計画策定方針

少子高齢化や核家族化の急速な展開、地域におけるつながりの希薄化、個人情報への配慮などにより、住民の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化する中、福祉課題はますます複雑化、多様化の一途をたどっています。これにより公共の福祉サービスだけでは対応できない課題が見受けられるようになり、地域における助けあいや支えあいの関係の再構築が求められています。

このような社会情勢の中で、奥州市社会福祉協議会では、住民、地域の社会福祉活動者、福祉サービスを経営する法人や事業所等が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画として平成21年度に「第1次奥州市地域福祉活動計画」を、平成27年度には「第2次奥州市地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づき地域福祉を推進してきました。

令和2年度末に第2次計画が終了となる中、進捗や達成状況の評価を行い、地域の福祉課題の把握や課題解決に向けた地域住民による情報共有の仕組みづくりをはじめ、市民の福祉教育の場となる研修機会や市民活動団体への支援などの計画が達成されました。

一方、目まぐるしい社会情勢の変化により福祉課題は複雑化、複合化しており、多機関協働による包括的な支援体制や社会福祉法人との協働や連携した取り組みなど、国の施策である「地域共生社会の実現」に向けた取り組みや今まで構築してきた小地域福祉活動をより充実できるよう「第3次奥州市地域福祉活動計画」を策定します。

この計画の内容は、私たちの生活を中心とした福祉課題の解決や小地域福祉活動の活性化、相談の充実、協働の構築等を体系的かつ年度ごとに取りまとめた計画になります。

1 基本的事項

奥州市の地域福祉を推進するための柱であり、この計画に基づいて、奥州市社会福祉協議会は、福祉に関する諸課題を解決し、だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」の実現を目指していきます。

2 奥州市地域福祉活動計画の位置づけ

この計画は、民間の立場で進める地域福祉に関する計画であり、社会福祉法に定められる社会福祉協議会が目指す地域福祉の実践を示すものです。

奥州市社会福祉協議会では、奥州市民がともに支え生きていく地域社会の構築に向け、「地域福祉の推進」の理念を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指して、第3次奥州市地域福祉活動計画を策定します。

また、奥州市で策定する、社会福祉法第107条に明記されている市町村地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定めた「奥州市地域福祉計画」と連携を図り策定していきます。

3 計画の期間

(1) 目標設定期間

奥州市地域福祉計画との関連から令和7年度を到達目標に設定し、令和3年度から5年間を計画期間とします。

また、5年を2期に区分し、計画執行の状況確認や再評価を行いながら、最終年度には、総評価・再計画を行います。

(2) 具体的作業手順の期間

- ① 第1期（3年） 令和3年度から令和5年度
 - ・計画執行、執行状況の確認
- ② 第2期（2年） 令和6年度から令和7年度
 - ・計画執行、執行状況の確認
 - ・達成されたもの、未達成のものに分類し、再評価して総括
 - ・第4次奥州市地域福祉活動計画の策定

4 計画の骨子

奥州市地域福祉活動計画を編成する骨子については、次のとおりとします。

第1章 総論

《奥州市の状況、地域福祉活動計画とは、計画策定の意義と期間》

第2章 奥州市社会福祉協議会の基本理念と地域福祉活動計画の基本方針と推進目標

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 推進目標（テーマ）

第3章 推進目標（テーマ）による実施計画

8つの推進目標から3つの推進目標に再編
（地域福祉計画の柱立てと整合性を図る）

- 1 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり
- 2 地域福祉を支えるしくみづくり
- 3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

第4章 資料編

5 実施計画の編集

◇推進目標

推進テーマ（サブタイトル）

《現状と課題》

《該当事業名》

《具体的な取組》 事業強化や事業の再編、展望・期待する効果を包括的に表記

《取り組みの方向性》

○市民、地域の取り組み ○行政の取り組み ○社協の取り組み

《活用が期待できる財源》

6 計画策定の手法

- (1) 推進テーマごとに、地域福祉の取り組みや福祉サービスの「現状」と「課題」を把握します。

「課題」については、本会が実施している事業評価・アンケート結果、懇談会で提案された意見・住民 ニーズ調査結果等に基づいて整理します。

- (2) 現状と課題の整理を行い、課題ごとに対応する「具体的な取り組み」を示し、そのことで課題が解決されます。
- (3) 「具体的な取り組み」を進めていくため、推進目標における「市民、地域の取り組み」「行政の取り組み」「社協の取り組み」を明記していきます。

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
奥州福祉推進市民会議設置要綱

平成23年4月1日 制定

(沿革) 平成30年3月9日第1次一部改正

(目的)

第1 この要綱は、市民の積極的な参画を得て地域福祉の推進を図るため、奥州福祉推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 市民会議は、地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行うものとする。

(組織)

第3 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が任命する。

- (1) 住民自治組織を構成する団体に所属する者
- (2) 地域福祉に関係のある機関に所属する者
- (3) 民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者
- (4) 社会福祉関係団体の役職員
- (5) ボランティア連絡協議会、特定非営利活動法人の代表者
- (6) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (7) 関係行政機関
- (8) 商工業、農業等の企業を代表する者
- (9) その他、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6 市民会議の庶務は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第3次奥州市地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	役職名	氏名	所属・区分
1	委員長	岩井 憲 男	奥州市社会福祉協議会会長
2	副委員長	小野寺 功	奥州市社会福祉協議会副会長
3	副委員長	菅野 謙 市	奥州市社会福祉協議会副会長
4	委員	大内 薫	奥州市社会福祉協議会常務理事
5	委員	佐々木 金 男	奥州市社会福祉協議会理事
6	委員	鈴木 公 男	奥州市社会福祉協議会理事
7	委員	高橋 善 昭	奥州市社会福祉協議会理事
8	委員	渡辺 均	奥州市社会福祉協議会理事
9	委員	小野寺 孝 喜	奥州市社会福祉協議会理事
10	委員	佐賀 俊 憲	奥州市社会福祉協議会理事
11	委員	千田 敏 彦	奥州市社会福祉協議会理事
12	委員	菅野 好 平	奥州市社会福祉協議会理事
13	委員	高橋 俊 彦	奥州市社会福祉協議会理事
14	委員	千田 勝	奥州市社会福祉協議会理事
15	委員	藤田 司	奥州市社会福祉協議会理事
16	委員	鈴木 守 圀	奥州市社会福祉協議会監事
17	委員	小笠原 カノエ	奥州市社会福祉協議会監事
18	委員	亀井 涼 一	奥州市社会福祉協議会監事

No.	役職名	氏名	所属・区分
1	アドバイザー	佐藤 哲 郎	岩手県立大学社会福祉学部社会福祉学科准教授

奥州福祉推進市民会議委員名簿

任期：令和元年8月8日から令和3年3月31日まで

No.	区 分	団体等名称	職 名	氏 名
1	住民自治組織を構成する団体に所属する者	水沢地域福祉推進協議会	委 員	佐 藤 忠 雄
		江刺地域福祉推進協議会	委 員	高 橋 善 昭
		前沢地域福祉推進協議会	委 員 長	千 田 敏 彦
		胆沢地域福祉推進協議会	委 員	鈴 木 公 男
		衣川地域福祉推進協議会	委 員	佐々木 金 男
2	地域福祉に関係のある機関に所属する者	奥州市社会福祉協議会	委 員	大 内 薫
3	民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者	奥州市民生児童委員連合協議会	委 員	佐 藤 忠 助
		奥州市行政区長連絡協議会	副委員長	岩 淵 二 郎
4	社会福祉関係団体の役職員	奥州市老人クラブ連合会	委 員	佐 藤 擴
		奥州市身体障害者福祉会	委 員	鈴 木 次 三
		胆江地区手をつなぐ育成会連絡会	委 員	大 谷 直 子
		奥州市精神障害者家族会連合会	委 員	遠 藤 洋 治
		奥州市母子寡婦福祉協会	委 員	小 澤 幸 子
		公益財団法人江刺青年会議所	委 員	菅 原 正 堯
		奥州市地域婦人団体協議会	委 員	鈴 木 勝 子
5	ボランティア連絡協議会・NPO法人の代表者	奥州市ボランティア連絡協議会	委 員	菅 野 好 平
		特定非営利活動法人奥州・いわてNPOネット	委 員	高 橋 宣 子
6	社会福祉事業を営む団体の役職員	胆江地区保育協議会	委 員	色 川 秀 一
		県南ブロック高齢者福祉協議会	委 員	伊 藤 いずみ
		岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会	委 員	但 木 美 穂
7	関係行政機関	県南広域振興局保健福祉環境部	委 員	小 原 奈 恵
		奥州市福祉部	委 員	高 橋 清 治
		奥州市警察署	委 員	青 木 優 亮
		奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	委 員	小野寺 和 則
8	商工業、農業等の企業を代表するもの	奥州商工会議所	委 員	菊 地 浩 明
		岩手ふるさと農業協働組合	委 員	鈴 木 勝 幸
9	その他、奥州市社会福祉協議会会長が必要と認めるもの	胆江日日新聞社	委 員	渡 辺 晃
		水沢地区町内会連絡協議会	委 員	三 浦 光 章
		公募	委 員	及 川 アツ子

第3次奥州市地域福祉活動計画策定作業部会委員名簿

班	地域福祉推進目標	所属氏名		
A	誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり	部会員		
		役	選出地域	氏名
		◎	水沢地域福祉推進協議会	菅原 睦夫
			江刺地域福祉推進協議会	和賀 隆子
		○	前沢地域福祉推進協議会	浦川 俊雄
		職員		
		役	職名	氏名
			前沢支所長	高橋 一彦
		◇	衣川支所長	小野寺 栄子
			総務企画課長補佐	浅間 ゆかり
			くらし・安心応援室長補佐	井上 俊美
			水沢支所副主幹	佐々木 ひとみ
			子ども福祉推進室主任	須藤 麻生
			前沢支所主任	菅原 幸子
	くらし・安心応援室主任	及川 和代		
	地域福祉課主事	中田 理奈		
B	地域福祉を支えるしくみづくり	部会員		
		役	選出地域	氏名
			江刺地域福祉推進協議会	安部 佐代
		◎	前沢地域福祉推進協議会	佐藤 一儀
		○	胆沢地域福祉推進協議会	井上 誠治
			衣川地域福祉推進協議会	千葉 祥子
		職員		
		役	職名	氏名
		◇	子ども福祉推進室長	及川 純子
			在宅福祉課長	小野寺 真美
			水沢支所長補佐	岩 淵 達也
			総務企画課主任	阿部 彩香
	地域福祉課主任	高橋 嘉津江		
	胆沢支所主任	前川 泰喜		
	江刺支所主事	千葉 優緒		
	くらし・安心応援室主事	安倍 万緒		
C	市民の暮らしや活動を支える体制づくり	部会員		
		役	選出地域	氏名
		○	水沢地域福祉推進協議会	千田 初江
		◎	胆沢地域福祉推進協議会	小野寺 俊男
			衣川地域福祉推進協議会	吉田 裕悦
		職員		
		役	職名	氏名
			江刺支所長	高橋 研
		◇	胆沢支所長	菊地 傑
			地域包括支援センターみずさわ中央所長補佐	中嶋 健
	江刺支所長補佐	菊池 幸樹		
	総務企画課主事	菊地 光祐		
	地域福祉課主事	千田 風子		
	地域福祉課主事	齋藤 菜緒子		
	在宅福祉課介護支援専門員	千葉 道子		

※ 部会長には「◎」、副部会長を「○」、事務局の担当責任者は「◇」

事務局	地域福祉課長	佐藤 康裕
	地域福祉課長補佐	但木 寿也